令和３年第４回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第１日目)

令和３年１２月７日（火曜日）　　午前９時３０分開会

第１　会議録署名議員の指名（４名）
第２　会期の決定
第３　行政報告
第４　議案第５８号　専決処分の承認を求めることについて
第５　議案第５４号　令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１２号）について
第６　議案第５６号　令和３年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
第７　議案第５５号　令和３年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
第８　議案第５７号　町税条例の一部を改正する条例の制定について
第１０　認定第　１号　令和２年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
第１１　認定第　２号　令和２年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第１２　認定第　３号　令和２年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第１３　認定第　４号　令和２年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第１４　認定第　５号　令和２年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１５　認定第　６号　令和２年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
第１６　報告第１２号　出納検査結果報告について
第１７　―　議員の派遣について
第９　一般質問

○出席議員（１０名）

１番　余　湖　龍　三　君	２番　西　森　信　夫　君
３番　山　田　日出夫　君	４番　仁　木　義　人　君
５番　西　山　由美子　君	６番　須　河　　徹　君
７番　泉　　愉　美　君	８番　谷　口　武　彦　君
９番　工　藤　弘　喜　君	１０番　河　端　芳　惠　君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	森谷清和君
総務課長	硯見康之君
企画財政課長	篠田康行君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂井毅史君
福祉保健課長	今田朝幸君
福祉保健課長補佐	関口好子君
農林商工課長	大里孝生君
建設課長・上下水道課長	渡辺克人君
会計管理者・危機管理監	伊田彰君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長	高橋治君
子ども未来課長	山本正徳君
社会教育課長・図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局次長	今田和則君
農業委員会会長	細川孝雄君
監査委員	平塚晴康君
選挙管理委員会委員長	森下直治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山内啓伸君
議会事務局係長	吉村章子君

開会　午前　９時３０分

◎開会の宣告

○議長（須河　徹君）　皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和３年第４回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河　徹君）　ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

なお、マスク着用、手指消毒など、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、本定例会を進めてまいりたいと思いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（須河　徹君）　日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君）　それでは、ご説明申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が５件、報告が１件であります。そのほか、委員会報告として認定が６件、議員の派遣についての議決が１件でございます。

以上でございます。

○議長（須河　徹君）　以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河　徹君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において、１番、余湖龍三君、２番、西森信夫君、３番、山田日出夫君、４番、仁木義人君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河　徹君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１２月９日までの３日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　異議なしと認めます。

よって、会期は３日間と決定しました。

◎行政報告

○議長（須河　徹君）　日程第３、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言

を許します。
　町長。
○町長（菊池一春君）　ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。
　本日、第４回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。
　新型コロナウイルス感染症対策につきましては、１０月以降、感染者数も全国的に少なくなり、ひっ迫していた全国の医療体制も回復し、経済活動にも活気が戻りつつある状況でございましたが、南アフリカ共和国において、新たな変異株のオミクロン株が見つかり、また、隣国、韓国が１日の感染者数が過去最大を更新しているなど、にわかに予断を許さない状況となってまいりました。
　国は新型コロナウイルスワクチンの３回目の追加接種を１２月から始めることを決め、まずは医療従事者の接種が実施されることになりました。町民の皆さんには２月から順次接種できる予定でございます。これから厳冬期に入り、北海道では換気が難しくなり、また空気が乾燥することなどから、感染する可能性が高くなりますので、感染防止のため、町民の皆さんには基本的な感染予防対策に努めていただくようお願いをしてまいります。
　１０月３１日、衆議院議員の総選挙によりまして、第２次岸田内閣が発足いたしました。まずは１２月の臨時国会で過去最大の３５兆９，８９５億円の補正予算を組み、新型コロナウイルス対策はもとより社会経済活動の再開や新しい資本主義の起動などの施策を立ち上げてまいりました。このような動きを町の今後の施策に生かしていけるように、これからも注視してまいります。
　それでは、本定例議会に提案しております提案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。
　各会計の補正予算では、一般会計が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業や３回目の新型コロナウイルスワクチンの接種事業、原油価格高騰に伴う福祉灯油助成事業と各施設の燃料代の不足のためなどに３億２，１２８万２千円の追加。
　国民健康保険特別会計では、歳入歳出それぞれ１万６千円の追加。
　介護保険特別会計では、歳入歳出それぞれ２，９０６万２千円の追加の提案をさせていただいております。
　次に、条例の改正についてでございます。
　町税条例の一部を改正する条例につきましては、法令等改正に伴う改正を提案させていただいております。
　次に、専決処分の承認を求めることについて、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、３回目接種に向けての接種券の作成やシステム改修など早急に着手すべき経費の追加として、一般会計の補正予算の専決処分を行いましたので承認を求める提案をさせていただいております。
　以上、議案５件の提案をさせていただいておりますが、議案の詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。
　次に、行政報告を２点、報告をさせていただきます。

まず、１点目は、ジャガイモシストセンチュウの発生確認でございます。

１１月１９日に、本町で馬鈴しょの重要病害であるジャガイモシストセンチュウの発生が再び確認されましたので、ご報告申し上げます。

本町では、平成１９年にはじめて発生が確認され、平成２０年にかけて５戸６筆において確認されております。

道内市町村では、北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針に基づき、毎年７月中旬から下旬にかけて馬鈴しょの株を抜き取り、根にシストが付着していないかを確認する植物検診と、１０月上旬から１１月下旬にかけて次年度作付予定の馬鈴しょほ場の土壌を採取し、シスト、すなわち球状にふくれた雌成虫の身体がいないか確認する土壌検診を実施することで、ジャガイモシストセンチュウの早期発見とまん延防止に努めているところでございます。

一度発生が確認されると、発生ほ場では男爵など、ジャガイモシストセンチュウの抵抗性を持たない新種の作付けが困難となります。また、原則として発生ほ場を含む字区全体が発生地区として指定されるとともに、種子馬鈴しょの生産においては道外移出用の生産は認められず、道内向けの種子馬鈴しょ生産のみの条件付きで認められるなど、産地にとってその影響は大きいものがございます。

本町では、これまでの発生で柏丘、高園、北栄、弥生北が発生地区に指定されています。

今回の発生は、１１月の土壌検診結果によるものであり、二つの実践会からそれぞれ１戸の農業者の１筆ずつ発生が確認され、２戸２筆となってございます。いずれも既に発生地区として指定された地区内であるため、北海道などに対する報告義務はありませんが、町内においては新たな発生となります。

行政として、１１月２１日に発生報告をＪＡきたみらいから受け、翌２２日に私を本部長とする訓子府町ジャガイモシストセンチュウ対策本部を立ち上げ、続いてＪＡきたみらい南地域運営委員長を会長とする訓子府町ジャガイモシストセンチュウ対策協議会を開催し、まん延防止対策を講じるための重点対策地域の設定やただちに発生ほ場所在地区全筆の土壌検診を実施するなどの協議・決定を行ったところです。

さらに先日、発生ほ場の隣接地で実施した土壌検診結果から二つの実践会で、それぞれ１戸の農業者の１筆ずつ発生が確認され、累計では４戸４筆の発生となっております。さらなるまん延が懸念される発生ほ場を早急に把握する目的で１２月６日に２回目の対策本部会議および対策協議会を開催したところです。

ジャガイモシストセンチュウは土壌を介して伝染する重要病害ですが、過去の事例からもその侵入経路は不明であり、どこで起こってもおかしくない病気であると認識しております。

今後においても、きたみらい農協をはじめ関係機関と連携の上、まん延防止対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、２点目です。

教育費指定寄付金についてでございます。

去る１２月１日、札幌市にお住いの吉岡和守さまから「訓子府高等学校の振興のために役立てていただきたい」と１００万円のご寄付がございました。

吉岡さまにおかれましては、北海道や関東を中心に経営コンサルタント会社や税理士事

務所などを数多く経営されている「吉岡マネジメントグループ」の代表者としてご活躍され、本町のふるさと応援団として数多くのご支援をいただいております。

また、１２月２日、吉岡和守さまが経営されている税理士法人「日本会計グループ」さまからも「訓子府高等学校の振興のために役立てていただきたい」とさらに１００万円のご寄付がございました。

吉岡さまおよび税理士法人「日本会計グループ」さまのご厚志に心より感謝申し上げ、寄付につきましては、訓子府高等学校の振興のためのさまざまな支援策の充実に活用させていただくため、地域活性化基金に積み立てることとし、今定例会で補正予算を提案させていただくことを申し上げ、教育費指定寄付金の行政報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（須河　徹君）　ただいまの行政報告については、寄付に関する案件を除き、若干の時間、質疑を許します。質疑は１人２回に制限します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　質疑がないようですので、以上をもって行政報告を終了いたします。

◎議案第５８号

○議長（須河　徹君）　日程第４、議案第５８号　専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書３２ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君）　議案書の３２ページをお開きください。

議案第５８号　専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の予算の専決処分につきましては、１２月から新型コロナウイルスワクチン接種３回目の実施にあたり、事前に準備を要する部分について専決処分したものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１１号）の内容についてご説明いたします。

第１条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５１万４千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ５２億６，４２３万８千円とするものでございます。

第２項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第１表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、内容については、３５ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、３５ページの上の表の歳入、１４款、２項、３目、衛生費国庫補助金では、今回の新型コロナウイルスワクチン接種３回目実施にかかる国の補助で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金２５１万４千円を計上するものです。

次に、その下の表の歳出になります。

４款、１項、２目、予防費の事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業の需用費では、紙、プリンタトナーなどの事務用の消耗品費として５万円の計上。

役務費では、１２歳以上で２回目の接種を終えた方を対象に接種券等の発送用郵便料として８０万１千円の計上。

委託料では、ワクチン接種状況等を管理、把握するため現在使用している予防接種台帳のシステムを改修するため、システム改修業務９９万３千円の計上、接種券の作成・印刷・折り込みにかかる接種券作成業務として６７万円の計上、合わせまして１６６万３千円の計上でございます。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河　徹君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第５８号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第５４号、議案第５５号

○議長（須河　徹君）　この際、日程第５、議案第５４号、日程第６、議案第５６号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第５４号　令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１２号）についての提案理由の説明を求めます。議案書１ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君）　議案書の１ページになります。

議案第５４号　令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１２号）の説明を申し上げます。

令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１２号）については、次に定めるものとし、第１条では、歳入歳出それぞれ３億２，１２８万２千円を追加し、歳入歳出それぞれ５５億８，５５２万円としております。

第２項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の２ページにあります第１表歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくことと

し、その内容については、後ほど４ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

第２条では、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第３条では、債務負担行為の補正について定めており、それぞれ第２表、第３表により説明をさせていただきます。

それでは３ページの第２表、繰越明許費について説明をいたします。

この内容につきましては、１７ページの繰越明許費に関する調書をご覧いただきたいと思います。

４款、１項、２目、予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業４，３９２万８千円を令和４年度に繰り越すものです。

事業の財源内訳、繰越理由等については記載のとおりとなってございます。

３ページに戻っていただき、第３表の債務負担行為補正ですが、表中にございます事業と利子補給について追加するもので、まず上の北見市外２町一般廃棄物最終処分場運営事業では、期間は令和３年度から令和１７年度までの１５年間で、限度額は５３８万３千円としております。

その下の令和３年度高温・干ばつ被害対策資金利子補給（公庫農林漁業セーフティネット資金）では、期間は令和３年度から令和１３年度までの１１年間で、限度額につきましては、７千万円を限度として、融資された資金について、毎年（ただし、初年目に限り１２月２４日から翌年１１月２５日まで）の融資平均残高に対し、利子補給率、年０．２５％を上限に、それを乗じて得た額でございます。

なお、１８ページに調書が載っておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきたいと思いますが、まず７ページの歳出を先に説明をさせていただきたいと思います。

７ページの２款、１項、１目、一般管理費、事業区分、庁舎等維持管理事業の需用費では、灯油単価の値上げにより予算が不足するため１０７万２千円を追加。

その下の、事業区分、情報管理事業の委託料では、コンピュータ機器等保守業務として、国が示すセキュリティレベルに対応するため、共同利用している北海道自治体情報セキュリティクラウド接続機器の更新に伴い本町の機器も設定更新が必要となるため２９万７千円を追加。

公共施設等公衆無線ＬＡＮ環境整備業務として、新型コロナウイルス感染防止を目的に非接触、非対面のオンライン会議が増加しており、役場庁舎、総合福祉センター、公民館、認定こども園で合計１４か所の無線ＬＡＮアクセスポイントを増設するため６０８万２千円の計上。

備品購入費では、役場職員が新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生など、役場庁舎内で勤務することができない場合を想定し、一部職員が在宅で業務が行えるよう環境の整備をするため、デスクトップパソコン、ノートパソコン各１０台とノートパソコン収納キャビネット２台を購入することから４０１万５千円を追加。

事業区分、各種基金積立金の積立金では、今年度の起債予定額への将来負担分積立額の確定により減債基金積立金１億５，６０８万円を追加、ふるさとおもいやり寄付金が当初より多く見込まれることから、ふるさとおもいやり基金積立金２，９１６万５千円を追加、

合わせまして１億８，５２４万５千円の追加です。

その下の６目、住民活動費の事業区分、地域集会所等維持管理事業の備品購入費では、鉄北地域集会所のストーブが故障したことから更新するため１８万５千円を計上。

８目、企画費の事業区分、ふるさとおもいやり寄付推進事業では、当初見込みより寄付が上回る見込みであることから報償費では、寄付者謝礼として８７５万円の追加。

役務費では、謝礼品の送料として通信運搬費５１１万６千円の追加、ふるさと納税サイト管理委託業者に対する事務手数料等として４２６万５千円の追加、合わせて９３８万１千円の追加。使用料及び賃借料では、ふるさと納税ポータルサイト使用料として１７万円の追加。

次のページの上の表、２款、３項、１目、戸籍住民登録費の事業区分、戸籍住民登録事業の備品購入費では、個人番号カード用プリンター更新のため７８万１千円の計上。

その下の表の３款、１項、１目、社会福祉総務費の事業区分、社会福祉一般事業では、冬期間の暖房に使用する灯油代の高騰により、令和３年度の住民税が非課税の世帯で、７０歳以上の一人暮らしの世帯および世帯全員が６５歳以上で７０歳以上の方がいる世帯、障がい者の方がいる世帯、児童扶養手当を受給している世帯、生活保護世帯等、対象見込みであります５３７世帯に対して灯油代１世帯につき１万円を助成いたします。

役務費では、対象世帯への制度周知案内としてと助成決定通知にかかる郵送料として１０万１千円を追加。

扶助費では、１世帯１万円を助成することから５３７世帯分として５３７万円を計上。

その下の２目、老人福祉費の事業区分、介護保険特別会計繰出金の繰出金では、介護給付費の増に伴い２９２万４千円を追加。

事業区分、後期高齢者医療事業の負担金、補助及び交付金では、令和２年度の療養給付費負担金額が確定し、差額を令和３年度で精算することに伴い、不足する額６３万３千円の追加。

その下の３目、温泉保養センター費の事業区分、温泉保養センター管理運営事業の需用費の燃料費では、重油単価の値上がりと使用量の増加に伴い１２３万４千円の追加。

修繕料では、ボイラー室の配管取り替えなど緊急的な修繕が必要なため３６万５千円を追加、合わせまして１５９万９千円を追加します。

次のページの３款、２項、１目、児童福祉総務費の事業区分、子育て支援事業の負担金、補助及び交付金では、広域入所の児童が１名増えたことから５０万２千円の追加。

その下の３目、児童措置費の事業区分、児童手当支給事業の委託料の児童手当システム改修業務では、児童手当法の一部改正に伴い所得の額が一定額以上になった者を支給対象外とすることや現況届にかかるシステム改修の対応が必要になったことにより１２２万７千円を計上。

その下の４目、児童センター費の事業区分、児童センター維持管理事業の工事請負費では、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、児童センター遊戯室に換気扇２基と冷暖房機２機を設置することから、換気設備設置工事として３６４万１千円を計上。

その下の表の４款、１項、２目、予防費の事業区分、健康診査等事業の委託料のシステム改修業務では、健康増進法に基づき町が実施するがん検診、肝炎ウイルス、歯周疾患等の検診データを個人番号制度を利用したマイナポータルを通じて個人が閲覧できるよう健

康管理システムを改修するため５１９万５千円を計上。

事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施するため補正するものでございます。対象者は１８歳以上で２回接種を終了した方で３，８９１名を見込み、案内につきましては、接種から８か月を経過する方に順次接種券と予診票を発送し１２月から実施をいたします。

また、接種方法につきましては、集団、または訓子府クリニックでの個別接種のどちらかを予約時に選択できるように考えております。

まず、報酬では、接種業務にかかる事務を補助する会計年度任用職員の報酬として６５万９千円を計上。

次のページの職員手当等では、ワクチン接種にかかる職員の時間外勤務手当として１３１万３千円を計上。

報償費では、ワクチン接種にかかる医師、看護師、保健師の医療従事者と予防接種被害調査委員会にかかる委員報償として３３５万７千円を計上。

需用費では、アルコール消毒液、マスク、保冷剤などの消耗品費として９２万９千円を計上。

光熱水費では、ワクチン保管用冷凍庫の電気代として２万８千円を追加、合わせまして９５万７千円を追加です。

役務費の通信運搬費では、ワクチン配送料として１１万９千円を追加、手数料では、ワクチンの町外接種者にかかる接種費用の国保連合会請求事務手数料ならびに接種実施の周知用広告等の折り込み手数料として１１万１千円を計上、保険料では、集団接種に伴う看護師、保健師等の傷害保険料として１０万１千円を計上、合わせまして３３万１千円を追加。

委託料では、集団接種会場にかかる清掃業務１７万６千円を計上、ワクチン接種記録にかかるマイナンバーとの連携するためのシステム改修業務として６８万７千円を追加。

新型コロナウイルスワクチン接種業務では、個別と集団の接種を医療機関に委託することから４１４万６千円を計上。

新型コロナウイルスワクチン接種予約受付業務として２，６６４万４千円を計上。

ワクチン集団接種従事者派遣業務では、集団接種会場の誘導等にかかる業務として１１８万７千円を計上。

医療廃棄物処理業務では、集団接種にかかる医療廃棄物処理をすることから１７万円を計上。

使用料及び賃借料では、電子複写機借上料として２６万４千円を計上。

会場用具借り上げ料では、集団接種会場の出入口や室内に敷く吸水マットや電気ストーブ等を借り上げるため８７万８千円を計上、合わせまして１１４万２千円を計上。

備品購入費の事務用備品では、会場の接種用の椅子、シュレッダーの購入のため５８万３千円を計上、次のページの、衛生用備品では、空気清浄機購入のため３９万６千円を計上、合わせまして９７万９千円を計上。

負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルスワクチン接種負担金では、町外接種者にかかる国保連合会負担金として６５万９千円を計上です。

その下の表の４款、２項、１目、塵芥処理費の事業区分、塵芥処理事業の負担金、補助

及び交付金では、北見市外２町の一般廃棄物処理にかかる特定事業期間延長覚書の規定に基づき、日銀公表の企業向けサービス価格指数の上昇により、委託料が改定になることに伴い本町負担金増額分の３９万５千円の追加。

その下の表の６款、１項、３目、農業振興費の事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金の新規就農者等支援助成金では、就農祝金交付対象者が確定したことから４名分の８０万円を追加。

償還金、利子及び割引料では、農地中間管理機構協力金の返還金が生じたことから、国庫支出金等返還金として１３０万８千円の計上。

次のページの事業区分、環境保全型農業直接支払交付金事業の負担金、補助及び交付金、環境保全型農業直接支払交付金では、自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組む農業者に対する交付金１団体分の３７２万６千円を計上。

事業区分、畑作構造転換事業の負担金、補助及び交付金では、輪作体系の適正化に向けた、大豆生産に取り組むための省力化機械を導入する二つの営農集団に補助金を交付することから１，２４９万９千円の計上。

その下の表の９款、１項、１目、消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金の負担金、補助及び交付金につきましては、１５ページの北見地区消防組合負担金の内訳をご覧いただきたいと思います。

上の表の３款、１項、３目、訓子府消防支署費の事業区分、消防行政一般経費の備品購入費では、オンライン会議・研修用パソコン１台、体温測定用顔認証サーマルカメラ２台を購入するため７２万円を計上。

事業区分、救急業務費の需用費では、酸素マスク、チューブ固定具など医療材料費として３９万３千円を追加、備品購入費では、ウイルスを無害化する車両除染システム、空気清浄機３台、酸素ボンベ減圧弁、滅菌機を購入するため１８３万５千円を計上。

その下の表の３款、２項、３目、訓子府消防団費の事業区分、消防業務費の需用費では、団員用防火衣を１０セットを購入するため７６万３千円を追加。

備品購入費では、エンジンカッター、チェーンソーを購入するため１６万４千円を追加。

事業区分、消防団活性化推進事業費の需用費では、雨ガッパ１０５着を購入するため１４４万４千円を追加。

次のページの３款、３項、３目、訓子府消防施設費の事業区分、消防施設整備事業費の備品購入費では、滅菌機作業台、洗濯機、乾燥機、ロッカー３０セットを購入するため、５４０万４千円を計上となっております。

１２ページに戻っていただきまして、一番下の表、１０款、１項、２目、事務局費の事業区分、語学指導助手配置事業では、語学指導助手の産前、産後休暇および育児休業取得によるもので、報酬が２９５万円の減、次のページの職員手当等が３７万６千円の減、共済費が３４万円の減となっております。

その下の表の１０款、２項、１目、学校管理費の事業区分、学校維持管理事業の工事請負費では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策で導入した天井扇、空気清浄機、移動式クーラーならびにＧＩＧＡスクール構想のタブレット端末の導入により教室内のコンセントの不足による増設と回線環境の整備が必要になったことから、学校施設等整備工事として１５８万７千円の追加。

２目、教育振興費の事業区分、教育振興事業では、ＧＩＧＡスクール構想によるタブレット端末を使用した学習活動やコロナ禍におけるリモート学習、ソフトウエアによる授業を進めているところですが、端末機種の混在により今後支障が想定されることから、委託料では、パソコン端末管理ソフトウエアと端末機器の設定のため学校情報通信ネットワーク整備業務として１４１万６千円の計上、タブレット使用者認証を目的にＱＲコード認証設定をするためパソコン設定業務として２５万８千円を計上、合わせまして１６７万４千円を追加。

備品購入費としてＰＣタブレットを訓子府小学校５０台、居武士小学校１７台を購入することから３２４万３千円の追加。

次のページの上の表の１０款、３項、１目、学校管理費の事業区分、学校維持管理事業の需用費では、中学校の暖房における重油と灯油の単価の値上がりと使用量の増に伴いまして、燃料費４２１万５千円を追加。

工事請負費では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策で導入した天井扇、空気清浄機などやＧＩＧＡスクール構想のタブレット端末の導入により教室内のコンセント不足による増設と回線環境の整備が必要になったことから学校施設等整備工事として６２万円の追加。

２目、教育振興費の事業区分、教育振興事業では、小学校と同様にＧＩＧＡスクール構想によるタブレット端末よる学習活動やソフトウエアによる授業で使用する端末機種の混在により今後支障が想定されることから、委託料では、パソコン端末管理ソフトウエアと端末機器の設定のため学校情報通信ネットワーク整備業務として６９万７千円を計上、タブレット使用者認証を目的にＱＲコード認証設定をするためパソコン設定業務として１２万８千円を計上、合わせまして８２万５千円を計上。

備品購入費としてＰＣタブレット３３台を購入することから１５９万８千円を追加。

その下の表の１０款、５項、２目、公民館費の事業区分、公民館維持管理事業の需用費では、公民館の暖房における重油単価の値上がりと使用量の増に伴い、燃料費を１２２万円を追加。

一番下の表の１０款、６項、３目、給食センター費の事業区分、給食センター維持管理事業の需用費では、給食センターにおける重油と灯油単価の値上がりに伴い、燃料費を９３万８千円を追加となっております。

次に、４ページに戻っていただきまして、歳入になります。

一番上の表の１０款、１款、１目、地方交付税の普通交付税では、普通交付税額の確定によりまして３億２，７９５万９千円を追加。

その下の表の１４款、１項、１目、民生費国庫負担金の施設型給付費等負担金では、広域入所者の増によりまして２５万円の追加。

２目、衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金では、ワクチン３回目の接種にかかる費用の経費として９００万５千円の追加。

その下の表の１４款、２項、１目、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、歳出で説明いたしました情報管理事業、北見地区消防組合負担金、小中学校の学校維持管理事業、教育振興費、児童センター維持管理事業に要する財源としまして１，８１０万１千円を追加。

個人番号カード交付事務費補助金では、個人番号カード券面記載事項の変更にかかる経費補助で７８万１千円を計上。

２目、民生費国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金では、児童手当支給事業の児童手当システム改修にかかる費用の補助で１２２万６千円の計上。

３目、衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等補助金では、検診データを個人番号制度を活用したマイナポータルを通じて個人が閲覧できるよう健康管理システムの改修と当初予算で計上しました予防接種法に基づく定期接種にマイナンバー情報連携体制整備にかかる補助金の確定に伴いまして２１１万９千円の追加。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金では、ワクチン接種３回目にかかる経費の補助で３，３４０万２千円の追加。

次のページの一番上の表、１５款、１項、１目、民生費道負担金の施設型給付費等負担金では、広域入所者の増によりまして１２万５千円の追加。

その下の表の１５款、２項、４目、農林水産業費道補助金の環境保全型農業直接支払交付金では、交付対象団体に対する道交付金で２７９万４千円の計上。

畑作構造転換事業補助金につきましても、交付対象二つの営農集団に対する道交付金で１，２４９万９千円の計上。

一番下の表、１７款、１項、２目、総務費寄付金では、ふるさとおもいやり寄付金としまして２，９１６万５千円を追加。

次のページの一番上の表、１８款、１項、１目、財政調整基金繰入金では、今回の予算の財源調整としまして１億１，７４５万２千円の減。

その下の一番下の表、２０款、５項、５目、雑入の機構集積協力金交付事業補助金返還金では、機構協力金の返還が生じたため、農業者１名から返還金１３０万８千円を計上。

１９ページの給与費明細書につきましては、今回の新型コロナウイルスワクチン接種事業の会計年度任用職員報酬および職員の時間外勤務手当、教育費の語学指導助手の報酬、期末手当等と共済費の補正に伴うものでございますのでご覧いただきたいと思います。

最後に、別に配布の資料１では、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思いますけれども、今回の補正によりまして、一般会計の基金保有見込額は、右側の下から４段目にありますように３８億９，１９８万９千円となっております。

２枚目の資料２につきましては、補正予算にかかる投資的経費の事業内容を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第１２号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河　徹君）　次に、議案第５６号　令和３年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第２号）についての提案理由の説明を求めます。議案書２３ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君）　議案書の２３ページをお開き願います。

議案第５６号　令和３年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和３年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるものとし、今

回の補正は、第１条にありますように ２，９０６万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ ６億３，０２４万５千円とするものでございます。

２項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、２４ページの第１表のとおりですので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、２５ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、２５ページの歳入から説明させていただきます。

１款、１項、１目、第１号被保険者保険料につきましては、第３段階および第６段階から第８段階の所得階層区分の被保険者数が増加したことや、あと年度途中の資格取得および死亡・転出による保険料の増減等によりまして、特別徴収保険料につきましては９６７万８千円を追加し、普通徴収保険料につきましては４９０万４千円を減額するものです。

２款、１項、１目、介護給付費負担金につきましては、居宅サービス費、介護予防サービス費、介護予防サービス計画給付費等の保険給付費の増によりまして、国の負担割合相当額であります５２５万４千円を追加し、２項、６目、介護保険事業費補助金につきましては、当初予算で計上しております介護保険の制度改正に伴うシステム改修経費が補助対象となったことから７０万９千円を追加するものです。

２６ページになります。

３款、１項、１目、介護給付費交付金につきましては、居宅サービス費、介護予防サービス費、介護予防サービス計画給付費等の保険給付費の増によりまして７８４万６千円を追加。

４款、１項、１目、介護給付費負担金につきましても３款の介護給付費交付金と同様の理由によりまして、道の負担割合相当額でございます４１９万１千円を追加するものでございます。

次に、６款、１項、１目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、今年度の介護会計の収支不足分を基金から充当しているものでございますが、保険給付費の増によりまして３３６万４千円を追加するものです。

これによりまして、別紙の資料１、基金の保有状況をご覧いただきたいと思いますけども、表の下から２段目、介護給付費準備基金の令和３年度末の保有見込額は７４０万３千円となる見込みでございます。

２６ページの方に戻りまして、６款、２項、１目、一般会計繰入金の１節、介護給付費繰入金は保険給付に要する費用の本町負担分でございますけども、保険給付費の増により３６３万３千円を追加。

４節、その他一般会計繰入金の事務費繰入金ですけども、歳出の一般管理費で計上しておりますシステム改修にかかる経費が、先ほど説明しました介護保険事業費補助金の対象となったことから７０万９千円を減額するものです。

次に、２７ページの歳出について説明させていただきます。

２款、１項、１目、居宅介護サービス給付費につきましては、訪問介護や通所リハビリ、特定施設入所者生活介護のサービス利用者が増えたことにより２，２８７万３千円を追加。

２項、１目、介護予防サービス給付費は、訪問リハビリ、通所リハビリ、福祉用具貸与サービスの利用者増によりまして５１８万８千円を追加。

７目、介護予防サービス計画給付費につきましては、ケアプラン作成件数の増により１

００万１千円を追加するものでございます。
　以上、令和３年度介護保険特別会計の補正予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。
○議長（須河　徹君）　以上で、議案第５４号、議案第５６号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。
　ここで午前１０時４０分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時２３分
再開　午前１０時４０分

○議長（須河　徹君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第５５号、議案第５７号
○議長（須河　徹君）　次に、日程第７、議案第５５号、日程第８、議案第５７号を議題といたします。
　各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。
　まず、議案第５５号　令和３年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についての提案理由の説明を求めます。議案書２０ページです。
　福祉保健課長。
○福祉保健課長（今田朝幸君）　議案書の２０ページをお開き願います。
　議案第５５号　令和３年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算について、提案理由の説明をさせていただきます。
　令和３年度訓子府町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるものとし、第１条にありますように１万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億５，３４１万６千円とするものでございます。
　第２項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、２１ページの第１表のとおりですので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては、事項別明細書により、説明をさせていただきます。
　２２ページをご覧いただきたいと思います。下段の歳出から説明させていただきます。
　８款、１項、３目、償還金の２２節、償還金、利子及び割引料の道支出金返還金は、令和２年度に交付されております保険給付費等交付金が実績より超過交付されておりましたので、その超過交付金分を返還するため１万６千円を追加するものでございます。
　続いて、上段の歳入でございます。
　４款、１項、１目、財政調整基金繰入金でございますが、ただいま歳出で説明しました令和２年度保険給付費等交付金の超過交付分の返還金に充当するため、１万６千円を追加するものでございます。
　これにより、別紙の資料１をご覧いただきたいと思いますけども、表の下から３段目、右側になります。国保財政調整基金、令和３年度末の保有見込額は７，０１１万４千円となる見込みでございます。
　以上、令和３年度国民健康保険特別会計補正予算について、提案理由の説明をさせてい

ただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（須河　徹君）　次に、議案第５７号　町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書２８ページです。
　町民課長。
○町民課長（坂井毅史君）　議案書２８ページになります。議案第５７号　町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。
　今回、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律および、この法律の施行に伴う改正関係省令の整備等に関する政令の交付に伴い、町税条例の一部、国民健康保険税の規定を改正するものです。
　町税条例（昭和２５年条例第８号）等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。
　記以下について、次の２９ページ、３０ページに改正条文を記載しておりますけども、今回の改正は、子育て世代の経済的負担軽減の観点から未就学児にかかる国民健康保険税の均等割額を５割軽減するものでございます。
　また、それに伴う条の変更と文言の整理を行っております。
　３１ページの町税条例の一部を改正する条例の概要により均等割額の軽減の説明をさせていただき、条の変更と文言の整理については、説明を省略させていただきます。
　それでは、３１ページの町税条例の一部を改正する条例の概要でご説明させていただきます。
　町税条例第１６３条、国民健康保険税の減額についてでございます。
　国民健康保険税につきましては、基礎分、後期高齢者支援分、介護保険分の三つに分かれており、このうち基礎分と後期高齢者支援分の均等割について、低所得世帯の軽減後からさらに５割軽減するものでございます。
　表にありますとおり基礎分の低所得世帯に対する軽減なしの世帯の場合、現行２万９千円が改正後は１万４，５００円になります。以下、２割、５割、７割の低所得軽減世帯について、それぞれ低所得者の世帯の軽減後から５割の軽減となります。
　右側の表、後期高齢者支援分でございます。こちらにつきましても低所得世帯に対する軽減なしの世帯の場合、現行４千円が２千円、以下、２割、５割、７割の低所得軽減世帯について、それぞれ現行から５割軽減となります。
　施行日につきましては、令和４年４月１日となります。
　以上、町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（須河　徹君）　以上をもって、議案第５５号、議案第５７号、各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（須河　徹君）　ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため暫時休憩といたします。

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１０時４７分

○議長（須河　徹君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第１０、認定第１号から日程第１５、認定第６号までの一括議題、日程第１６、報告第１２号および日程第１７、議員の派遣についてを先に審議したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第１０、認定第１号から日程第１５、認定第６号までの一括議題、日程第１６、報告第１２号および日程第１７、議員の派遣についてを先に審議することに決定しました。

◎認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号、認定第６号

○議長（須河　徹君）　この際、日程第１０、認定第１号、日程第１１、認定第２号、日程第１２、認定第３号、日程第１３、認定第４号、日程第１４、認定第５号、日程第１５、認定第６号は、関連する議案なので一括議題といたします。議案書３６ページから４７ページまでです。

本案は、令和３年第３回定例会において提案されたもので、会議規則第３９条第１項により「決算審査特別委員会」に付託の上、閉会中の継続審査を行ったものです。

会議規則第４１条第１項により、委員長からの報告を求めます。

４番、仁木決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（仁木義人君）　ただいま、議長からご指示がございましたので、令和２年度各会計決算審査特別委員会における審査内容について、ご報告申し上げます。

令和３年９月１４日開会の第３回定例会において、当委員会に付託を受けた認定第１号令和２年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第６号　令和２年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの６件の審査の結果を報告いたします。

今年度の各会計決算審査特別委員会は、１１月１日から５日までの４日間にわたり、閉会中の継続審査として、特別委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出されている予算執行にかかわる関係書類などを審査した後、審査の必要上、提出を求めた支出伝票についても検査を行い、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で、疑問等が生じた事項については、関係各課の職員の出席を求めて内容を聴取いたしました。

詳細な審査および質疑の内容につきましては、省略いたしますが、１１月５日には、委員会としての表決を行い、付託された認定第１号から認定第５号までの５会計の決算はいずれも原案のとおり認定すべきもの、また、認定第６号については、原案のとおり可決及び認定すべきものとして全会一致で決定いたしました。

令和２年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により、多くのイベントや研修、会議、行事が中止となり、それらの影響も聞きながら不用額や減額補正の説明をいただき、審査をしました。

決算審査特別委員会において、意見の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として申し上げますので、今後の行政執行にあたって、配慮していただきたいと思います。

１．歳入では、一つ、税および使用料などの未収額の解消については、職員の徴収努力と成果が見られ、引き続き自主財源の確保と税の公平性の原則からも徴収率の向上に、より一層の努力をお願いしたい。

二つ、重複滞納者の生活実態にも配慮しながら、関係課が連携体制を取り効率的な徴収に努めていただきたい。

三つ、町の施策の実施にあたり、財源確保に向けて補助金などを最大限に取り込むため、国や道の動向把握に努めていただきたい。

２．歳出では、一つ、介護や医療、在宅福祉サービス、高齢者バス、ハイヤー利用サービスなどの福祉の各種事業は、引き続きサービス利用促進に向けた周知方法を工夫し、的確な制度活用となるように努めていただきたい。

二つ、町の活性化につながる産業振興に対する補助事業は、移住定住も含め各関係団体と協議をしながら、その効果が発揮できるように事業の継続を望む。

三つ、水道事業では厳しい財政状況ではあるが、重要なライフラインとして老朽管の更新や有収率向上など「水道ビジョン」の着実な推進を望む。

最後に、厳しい財政状況の中、財政健全化を図りながら住民サービス向上に向けた職員一人一人の努力は、十分に評価できるところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地方の財政悪化は避けられず、地方交付税の変動要素も大きく財源確保が不透明となる懸念がありますが、今後においても、より一層の財政健全化を図りつつ、歳入・歳出のバランスに留意し、町民のための「まちづくり」に向け、創意、工夫と一層の努力をお願いするものであります。

また、今年２月に策定の「第５次行政改革大綱」にあるように、まちづくりに向けた施策の持続的推進を下支えする行財政運営を望むものであります。

以上、決算審査特別委員会に付託された認定第１号　令和２年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第６号　令和２年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの審査の経過と結果を報告申し上げ、訓子府町会議規則第４１条第１項の規定による報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（須河　徹君）　以上のとおり認定第１号から認定第６号までの委員長報告は、お手元の議案書の委員会審査報告書のとおり認定第１号から認定第５号までについては「原案のとおり認定すべきもの」および認定第６号「原案のとおり可決及び認定すべきもの」と委員会として決定いたしました。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号、認定第６号の質疑に入ります。

質疑は、委員長に対する質疑といたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第５５号ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、１人につき２回まで質疑を許します。

はじめに、認定第１号の質疑を許します。議案書３６ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　質疑がないようですので、認定第１号の質疑を終了いたします。

次に、認定第２号の質疑を許します。議案書３８ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　質疑がないようですので、認定第２号の質疑を終了いたします。

次に、認定第３号の質疑を許します。議案書４０ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　質疑がないようですので、認定第３号の質疑を終了いたします。

次に、認定第４号の質疑を許します。議案書４２ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　質疑がないようですので、認定第４号の質疑を終了いたします。

次に、認定第５号の質疑を許します。議案書４４ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　質疑がないようですので、認定第５号の質疑を終了いたします。

次に、認定第６号の質疑を許します。議案書４６ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　質疑がないようですので、認定第６号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号、認定第６号の採決をいたします。

委員長報告のとおり、認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号までの５件については、認定することに、また、認定第６号については、可決及び認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定

第５号は、いずれも認定することに、認定第６号は、可決及び認定することに決定いたしました。

◎報告第１２号

○議長（須河　徹君）　次に、日程第１６、報告第１２号　出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書４８ページです。

事務局長に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君）　議案書の４８ページをお開き願います。

報告第１２号　出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和３年１２月７日提出

訓子府町議会議長　須　河　　徹

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、令和３年１０月１１日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１．出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長　須　河　　徹　様

令和３年１０月１１日

訓子府町監査委員　平　塚　晴　康

訓子府町監査委員　河　端　芳　惠

次の４９ページから５１ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、５２ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、令和３年１１月１０日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１．出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長　須　河　　徹　様

令和３年１１月１０日

訓子府町監査委員　平　塚　晴　康

訓子府町監査委員　河　端　芳　惠

次の５３ページから５５ページにつきましても先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、本日追加で配布させていただきました１２月分の出納検査結果報告についてご説明を申し上げます。５６ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、令和３年１２月６日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１．出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長　須　河　　徹　様

令和３年１２月６日

訓子府町監査委員　平　塚　晴　康

訓子府町監査委員　河　端　芳　惠

次の５７ページから５９ページにつきましても、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河　徹君）　以上で本報告を終わります。

◎議員の派遣について

○議長（須河　徹君）　次に、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣の件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は１時から一般質問を行いますので、参集願います。

休憩　午前１１時　３分

再開　午後　１時００分

○議長（須河　徹君）　それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（須河　徹君）　日程第９、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

５番、西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　５番、西山由美子です。通告書に従いまして、教育長と町長にお伺いいたします。

子宮頸がんワクチン接種に関する現状と課題について。

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチンについて、厚生労働省の専門部会が対象者に積極的な接種を呼びかけ、来年度から公費で接種機会を提供する方針を決めました。

このワクチンは２０１３年４月より、小学校６年生から高校１年の女子が原則無料で受

けられる定期接種となりましたが、６月に副反応を訴える人が相次ぎ、積極的勧奨を中止していました。８年が経過し、ワクチンは安全なのか、有効なのか、正確な情報を求める町民のために、本町のワクチン接種の現状と課題について伺います。

１点目、本町の接種実績と周知方法は。

２点目、接種再開となると無料接種対象者はどのぐらいいるのか。

３点目、ワクチンの安全性や有効性、副反応に対する相談体制、対象者への周知方法など、課題についての町の考え方は。

以上、伺います。

○議長（須河　徹君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　ただいま「子宮頸がんワクチン接種に関する現状と課題について」３点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

子宮頸がんワクチンについては、がんの予防にワクチンの有効性が高いことから、平成２１年１０月に国がワクチンを承認し、平成２５年４月には定期予防接種に指定されました。しかし、同年６月には、ワクチン接種後に全身の痛みなどの症状を訴える人が相次いだため、国はワクチン接種の積極的勧奨の中止を決定し、現在までこの状態が続いておりました。

先般、国の専門部会において、最新の知見を踏まえ、あらためて子宮頸がんワクチンの有効性と安全性が確認されたことから、令和４年４月からワクチン接種の積極的勧奨の再開を行うこととされております。

１点目に「本町の接種実績と周知方法は」とのお尋ねがございました。

本町の接種実績については、平成２３年２月１日から子宮頸がん等ワクチン緊急促進事業により小学６年から高校１年の女子を対象に任意予防接種としてワクチン接種を実施しておりますが、接種者は、平成２２年度に６１名、平成２３年度に１３３名が接種し、平成２４年度からは上の学年の接種がほぼ終わったことから、中学１年を対象に実施し、接種者は１６名となっております。

平成２５年度からは定期予防接種となりましたが、同年６月には積極的勧奨が中止となり、平成２５年度に１名の接種はありましたが、以後現在に至るまでの定期予防接種としての接種実績はありません。

子宮頸がんワクチンの周知方法は、定期予防接種の対象となる小学６年から高校１年の女子のうち、標準的接種期間にあたる中学１年の女子に対し、積極的勧奨を行っていない旨のチラシを配布し、子宮頸がんの病気や予防、ワクチンの効果、接種後の注意事項などについて周知し情報提供を行っております。

２点目に「接種再開となると無料接種対象者はどのぐらいいるのか」とのお尋ねがございました。

子宮頸がんワクチンの定期予防接種の対象者は、小学６年から高校１年の女子であり、現時点の対象者は７０名となります。

平成２５年からの積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した方については、現在、国の審議会において公費による接種機会の提供などに向けて、対象者や期間等についての議論が開始されたところであり、今後、方針が決定次第、速やかに通知される予定となっております。

３点目に「ワクチンの安全性や有効性、副反応に対する相談体制、対象者への周知方法など課題についての町の考えは」とのお尋ねがございました。

子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨の再開にあたっては、リーフレットなどを活用し対象者への個別配布やホームページ・広報紙などでワクチン接種の有効性や安全性など必要な情報を広く周知してまいります。

また、ワクチン接種への副反応などの疑問や不安に応えるためにも国・道や医療機関などの関係機関との連携した相談体制を強化しながら、安全安心なワクチン接種ができる環境づくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのありました３点について、お答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河　徹君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　項目に従いまして再質問をさせていただきます。

まず、１点目の本町の接種実績と周知方法について回答いただきました。この子宮頸がんワクチン接種につきましては、小学校６年生から高校生までという、ちょうど成長期にあたる子どもたちにワクチンを打つということが大きなキーポイントになるのではないかと思います。つまり、それを判断する保護者とそれから子どもたち、成長期の子どもたちがどういう知識を得て判断するのか。お互いの相談がすごく難しいということが言われてますし、自分自身も感じるところです。本町の接種実績について、今、お答えいただきました。平成２２年に６１名、それから平成２３年度に１３３名が接種しているということで、平成２４年からは中学１年生だけを対象として１６名という報告がされておりますが、この平成２２年とそれから２３年度につきまして、大変多くの子どもたちが接種している訳ですが、確かこの子宮頸がんは３回の接種になると思います。１回目を終えて１か月か２か月なんでしょうか２回目を打ちます。それから半年後に３回目を打ちます。その３回の接種の中でこの本町において、この平成２２年と２３年度には、例えば副反応とか具合が悪かった方の報告や、それから町としての相談体制がどのようであったかについて、お伺いいたします。

○議長（須河　徹君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君）　ただいま、平成２２年、２３年で多くの方が接種されておりますが、その接種された方の副反応の報告はあったのかとあと相談体制の関係の部分の質問がございました。

この期間において接種をされた方の大きな副反応等に対する報告は受けておりません。

それと相談体制につきましては、国や道に関しては専用の相談窓口を設けながら電話等による相談だとかという体制をとっております。身近な相談窓口としましては、町の保健師が対応し、相談を受けることとなっております。

以上です。

○議長（須河　徹君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　この２年間の中では３回の接種をしても副反応とかの報告はなかったということで安堵しておりますが、その平成２４年は１７名対象の１６名が接種というふうに所管事務の報告にもあったんですが、この年も大丈夫だったんでしょうか。

○議長（須河　徹君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君）　同じく２４年の時も大きな副反応等の報告は受けておりません。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　そして２５年、４月から定期接種されて６月、もう早、２か月の間で全国であちこちから副反応のニュースが流れました。私も記憶しております。その年から積極的な勧奨が中止になって、うちの町でも１名の接種はあったけれども、もうそれ以後は定期予防接種としては接種実績がないと。この８年間ないということです。それで私も自分の年齢からするとちょうど今の孫たちがそれに適する年齢にあたるんですが、何人かのお母さん方に聞いてみました。そうしますと、当時、説明会があったそう、町からの。その説明会に参加した方が１名おられまして、今でも接種にすごく不安を感じると。ワクチンよりも性教育が大事なんではないかと。そういうご意見をいただきました。この接種を積極的な勧奨をしないと国が定めた時に、町として、その説明会というのは、どのように行われて何名ぐらいの出席があったのか、どのような内容だったのか、わかる範囲でよろしいですので、教えていただきたいと思います。
○議長（須河　徹君）　福祉保健課長補佐。
○福祉保健課長補佐（関口好子君）　説明会のご質問なんですけれども、積極的勧奨を控えた時ということですか。ちょっと私の記憶では父兄を集めて説明会ということはしないで、国から出されているリーフレットとあと文書によって、そういうことで積極的勧奨は控えることになりましたということで、対象となる方には通知をした記憶があるんですけれども、集めての説明会というのは、ちょっとやった記憶がちょっとございません、すいません。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　８年もたってますから、職員の入れ替わりもあったり、お伺いした父兄の方は今、子どもさん高校生なので、もしかしたら記憶違いなのかもしれませんけど、そういう説明会に参加したとおっしゃってたのでどうだったのかなとお伺いしました。全部で私は６名の方に聞いたんですが、もう１人の方は、もっと低学年なので、まったくその子宮頸がんの子どもたちに接種するワクチンのことはまったく知らなかったとおっしゃってました。でもやはり副反応のことは聞いたらとても不安に感じてると。まずは今言った保護者への説明会をしてほしい。そして、このワクチンは接種してどのぐらい効果があるんだろうか、彼女は期間のことをおっしゃってたんですが、３人目の方は、まずコロナのワクチンも本人が恐れていまだ接種していないので、たぶんこの子宮頸がんワクチンに関しても無理だと思うと。父親、母親ともに説明会に行くべきだし、なぜ女子だけなのか、子どもも今はネットでいろんなことを調べられるので、やっぱり子ども親も納得できる状況の中で説明を開いてほしいという話でした。４人目の方は、ワクチンを打つも打たないも親は子どものことを思って判断するので、とても難しい。安心できる情報がほしい。説明会はぜひしてほしいというご意見でした。５人目の方は、とても不安に感じる。まずは学校の保健授業の中で男女含めて性教育も含めた正確な知識を子どもたちに持たせる。その上で保護者に説明会をして情報を共有した方がよいと思う。今のままだとワクチンは受けさせたくないとおっしゃってました。６人目の方は、まず子どもが注射が大嫌いでコロナのワクチンもいまだ受けていない。説明会は絶対必要だと思う。もっともっと聞

きたかったんですが、ちょっと私もどの方が女子のお子さんいるのかもちょっとわからなくて、いまだ６名の方で止まってしまったんですが、皆さんとても、新聞報道も１１月に入ってから５回報道がありました。だからやっぱり目とかいろんな情報を知っていることは知っているんですが、やはり実際に来年度から自分たちの子どもたちが接種の対象になるとしたら、すごく不安を大きく持っていらっしゃるのが現実です。

それで、一つ、教育長の方にお伺いしたいんですが、教育現場での子宮頸がんについての学ぶ機会というのはあるんでしょうか。保健授業か何かで子宮頸がんとか子宮がんについてはあるのかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（須河　徹君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　保護者の方から生の声を聞きながら子宮頸がんについてのお話をされているとこでございます。学校現場における性教育のこともお話が出たんで、それのとこを前段お話をさせていただきたいと思いますけど、学校において授業においては、保健体育とかさまざまな場面において、発達の段階においた中でそういう授業をやっているというとこで、特に中学生については、そういういろんなことを学びながらやっているというところがあると思います。お尋ねの子宮頸がんに関してだけのちょっと授業というか学習というとこではちょっとわからないですけど、いろんな病気の部分での中での一部分もしかしたらがんの中でのそういう女性特有のそういうがんの病気の話を授業の中ではやっているかもしれない。ちょっと内容については承知していないんでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河　徹君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　とてもこの子宮頸がんワクチンについては、私自身もあまり詳しくわかっていなかったので、いろいろ知識を得ていく都度、本当にお母さんたちが言っていたように、なぜ女子だけなんだろうかと。子宮頸がんですから、実際にリスクを背負うのは女性の方です。でもこれはこのウイルス、ヒトパピローマウイルスというこのウイルスは男子も女子も持っています。ですから性的な交渉が起きた上で、そのウイルスに感染するんですが、大体の９割近くは、免疫によって自然に除去されるらしいです。あとの残りの１０％ががん化したり、そういう病巣になってしまうということです。ですから、それもたくさんの型があったり、いろんな種類がある。インフルエンザなんかと同じで種類があるので、その中でも特に多い型、二つの型をこのワクチンで抑えるというんですか、だから今、日本においては、年間に約１万人ぐらいの感染者がいて、感染者というか子宮頸がんの患者さんがいて、その３割近く、３千人ぐらいの方が亡くなっているという報道がありまして、その中で訓子府町の場合は過去において、このワクチン接種をしてもそんな主立った副作用もなかったし、よかったなって思いますけれども、ただ、その８年間、接種が行われなかったということは、やはり皆さん親御さんも子どもたちもそうですけれども、ワクチンに対する不安がまだまだ拭い消えないという状況だと思います。来年度、国の指示によって、そういうもう一度積極的な勧奨がはじまるとしたならば、ただリーフレットを送って、ワクチン接種ですからコロナと同じで受けたくなかったら受けなくていいんですけれども、もう一方では、やっぱり子宮頸がんの発症に怖いというお母さんはいましたので、その辺をもう少し、ただリーフレットを配るだけではなくて、もう少し正確で細かな情報を、質問も結構出たんですよね、だから意見交換できるような説明会なりを

してほしいなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。
○議長（須河　徹君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　まず対象者がワクチンの部分では小学校６年生から高１ということで積極的勧奨を中止しました平成２５年からは本町としては標準的接種者である中学校１年生を対象にしてワクチンの接種の勧奨というか、チラシを配って、そのような内容を周知してたところなんですけど、この８年間の中でも毎年何件かはワクチンに関する問い合わせが来て、その判断をする中で、こういう例えば副反応がありますとか、ワクチンの効果も含めてですね、お話をしながら、最終的には判断するのは本人なり保護者ということになるということでございます。それで、そういう状況の中ですので、やっぱり中学１年生の対象者しか今までは周知していなかったということもありますので、今後においては広く周知するという意味では、まず子宮頸がんワクチンの有効性や安全性、さらには子宮頸がんがどういうものかということも含めた中で、やっぱり広く周知しながら理解していただくということは私どもも大事だと思っていますので、まずはその辺の周知をしながら必要に応じて説明会等も開きながらご理解をいただきながらワクチン環境を整えてまいりたいというふうに思っております。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　もう一つ考えてちょっと不安だなと思ったことは、６月に私がひとり親家庭の質問をした時に本町の実態として父子家庭というんですか、お父さんと子どもたちの家庭が８世帯あったと思うんですよね、その中にそういう対象になる子どもさんがいたとしたら、お父さんの意識、男性の方の意識がこの子宮頸がんワクチンについては、かなり薄いと思うし、わからないことが多いと思うんですね、ですから、そういう子どもさんや親御さんに対する対応とか、やっぱり説明会プラス接種に関する相談窓口をしっかりと作っていただいて訓子府の町の子どもたちが子宮頸がんという病気にもかからないためにも安心して受けられるワクチン接種の環境であってほしいなと切に思いますが、その辺の対応はいかがでしょうか。
○議長（須河　徹君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　さまざまな家庭がおられて、それぞれの中でご心配されている例えば父子家庭の方での男性の父親がそういうとこの興味関心というかとこも含めた中ではですね、こういうことに限らずですね、さまざまな事業やサービスも含めてですね、町ならびに教育委員会としても、そこに寄り添ったような形でのことを心がけていこうというふうに思っておりますし、また相談体制についてはですね、身近にあるのは、やっぱり町の窓口ですんで、接種受ける判断をする判断に向けて、その辺のとこをきめ細やかな相談窓口というとこでは体制づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　お答えの中にありました現在の対象者が７０名で、そのほかに、この８年間の、何て言うんですか、やっぱり迷いながらも接種しなかった。だけれど接種をすべき年齢に達している人たちが、これ７０名とはまた違うと思うんですが、その方たちも国の方向性を見ながら速やかに通知できるようにというふうにお答えがあったので、やっぱりその方たちになりますと、もっとこう高校生とかになってますから、もっと親の考えよりも、先ほど言ったように、やっぱり自分が打ちたくないという反応も結構多いと

思うので、その辺も含めて町の対応もしっかりしていただきたいなと思います。それで私が今、医療従事者の中で最もこう信頼おけるなと思っている、ある女性の方ですが、その方にこの子宮頸がんワクチンについての見解を聞いてみました。今言いますけども、それを聞いた上で町長に最後に子どもたちの安全性のためにもお考えをちょっと伺いたいんですが、まずその方は、子宮頸がんワクチンについては、個人的には不安があります。ただ産婦人科領域の方々はワクチンの危険性よりも頸がんになるリスクの方が怖いという認識の方が多いみたいです。子宮頸がん、学会で検索すると出てきますが、さまざまな学会が安全性と有効性を認めています。コロナもそうですが、ワクチン接種は最終的には自分の判断になります。副作用がない訳ではないし、それでよいと思いますが、積極的に勧奨するしないは別として、したいと判断した人が接種できる環境は必要だと思います。いろいろありましたので、対象者の不安を受け止めたり、それから相談にのる体制などがあればよいですね。特別何をするということではなくて、一言何かあったら聞いてねって言ってもらえたらいいと思います。そういうふうに見解をいただきましたが、町長いかがでしょうか。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　その専門家の意見は間違ってないですね。安全だということで定期接種をして、国が認めて中学生と高校１年生のことをやってきた訳ですよ。ところがやっぱり異常を訴える接種された方がかなり出てきたと。中には重症化する場合もあるということで、厚生労働省はその腕を下した訳ですよ。８年間放置してきた。しかし専門部会では、厚生労働省の専門部会では、きちんと検討して、今、西山議員が言われたように打たないでいるよりも打った方の有効性というのは高いという判断の中で専門委員会では令和４年から接種を開始するという見解に立っているんです。しかし、この間の今までの不安からいきますと、単に相談しやすい体制とかではなくて、国が、あるいは専門部会が、文科省が学校、厚生労働省を通じてあるべき論をきちんと僕はね、自治体に伝えるべきだと思っているんですよ。これを抜きにしてね、我々がある意味では対象となる人たちにね、パンフレットを配ったり相談にのるということだけで本当にいいのかどうかと。もちろんワクチン接種ですから、何か事故があった時は国が責任を持つということですけども、その前にね、やることは僕はあるというふうに思いますので、これらは、ちょっと状況の推移を見ながらですね、北海道も含めて、我々も意見を発していきたい。しかし、今西山議員がおっしゃるように、この状況で打ちたいという人たちの安全と安心感を保立てるためにですね、学校、あるいは保健師、福祉保健課等でですね、その体制を作っていかなきゃならないだろうと思いますけども、今はまずはその前にというのが私の率直な感想です。

○議長（須河　徹君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　おそらく職員の皆さんの中にも対象となるお子さんがいらっしゃると思います。職員の方が安心して子どもたちに受けさせることができるのならば、町民もきっとそうなるのかなって、こんなふうに言っちゃいけないのかもしれませんけど、それぐらいまだ情報がこう錯綜しているというのか、子どもさんでも車いすに乗った、国に裁判かけてる人たちの姿がこう見えるんですね、そうなると病気を予防するのに、そんなになっちゃって怖いよっていうふうにとるのは当たり前だと思います。今本当に情報が簡単に手に入る時代ですので、なおさら自治体が進めるこういう予防接種などもすごく難

しい側面がたくさんあるなと思いますけれども、訓子府町はとにかく町民と一体となって子どもの安全性を第一に考えて来年度進めていただきたいなと思います。教育長、最後に何かあればお願いします。
○議長（須河　徹君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　西山議員の意見も踏まえながら、ワクチンの有効性や安全性、さらには副反応の対応などについて、きめ細やかに町としても対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　先ほどからも言いましたけれども、一番やっぱりいいといったら変ですけど、やっぱり教育現場で授業の中で少しでも男性も女性もそういうことが現実にあるんだということを知ってもらうことも必要なのかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
　これで１点目の質問を終わりたいと思います。
○議長（須河　徹君）　福祉保健課長補佐。
○福祉保健課長補佐（関口好子君）　申し訳ありません、先ほど説明会のしたかどうかというご質問で平成２３年の年にまだ積極的勧奨を控える前の時に教育委員会と合同で子宮頸がんについての講演会ということで小学校６年生の保護者を含め、高校生の親御さんたちを対象に産婦人科の先生を呼んで子宮頸がんについての講演会、その中でワクチンについてのお話もあって、２５名の方が参加されていました。
○議長（須河　徹君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　ありがとうございます。やっぱりそういうことはすごく大事だと思うので、来年度もよろしくお願いいたします。
　２点目の質問に入りたいと思います。
　高齢者支援につながる地域ケア会議の開催状況と課題について、町長にお伺いいたします。
　本町の地域包括支援センターは、平成１８年１０月に設置され、今年で１５年になります。年をとっても、この町で安心して暮らせるよう高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に沿って、さまざまな取り組みを行ってきました。その中でも保健師や専門職だけでなく、家族を含む地域の人々を交えた個別ケースの検討会議は、情報を共有し適切な支援へ結び付く重要な位置付けと認識しています。地道な活動ですが、その開催状況と課題について伺います。
　１点目、地域における個別ケース検討会議の開催状況と効果について。
　２点目、高齢者の孤立を防ぐことと、地域課題の解決に地域ケア会議の果たす役割は。
　以上、お伺いいたします。
○議長（須河　徹君）　町長。
○町長（菊池一春君）　ただいま「高齢者支援につながる地域ケア会議の開催状況と課題について」２点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。
　まず１点目に「地域における個別ケース検討会議の開催状況と効果について」のお尋ねがございました。
　少子高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために医療、介護、予防、

住まい、生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が推進されています。地域包括ケアシステムの実現に向けて、介護保険の理念である自立支援の考え方に基づき、高齢者のニーズに応じた適切なケアマネジメントを実施することや、多様な社会資源を整備するための手法として、介護保険法で地域ケア会議を設置するよう努めることとされています。

本町の地域ケア会議は、本体会議となる地域ケア会議、個別ケース検討会議、サービス調整部会、高齢者虐待防止ネットワークなどからなり、具体的な支援内容の検討、ケアマネジメントの向上、個別ケースの課題分析を積み重ね、地域課題の発見等につなげております。個別ケース検討会議は、令和２年度の実績で１４回、包括職員や担当ケアマネージャー等のスキルアップのための会議を１１回開催しています。担当者一人が考えるのではなくて、複数人で考えることで総合的で適切な判断が可能となること、顔を合わせることで事業者間のネットワーク環境が構築されたり、参加者が自分の知らない領域の知識や技術を学ぶことができたり、事例を検討していく中で地域の課題を発見する機会につながるといった効果がみられます。

２点目に「高齢者の孤立を防ぐことと地域課題の解決に地域ケア会議の果たす役割は」とのお尋ねがありました。

地域ケア会議は、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域の課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成の五つの機能があり、それぞれの機能を果たすことで、すべての地域ケア会議が連動して地域包括ケアの推進につながります。

近年は家族関係の希薄化や認知症など、制度だけでは支えられないようなさまざまな問題を抱える高齢者が増加している状況で、地域にどのような課題があり、それらをどのように解決していくのかを検討するうえでも「地域の強み」を生かしていくことは大切なことであると考えます。今後も課題分析を積み重ね、地域課題を解決していくことで、高齢者が住みやすく、孤独を防ぐことができるよう地域ケア会議を推進していきたいと考えています。

以上、お尋ねのありました２点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河　徹君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　項目に沿って再質問させていただきます。

今までもですね、読んでいると頭が痛くなるいろんな高齢者の福祉計画とか、それから介護保険事業計画を読んでは地域包括ケアシステムの構築って何ですかって何度か町長にお尋ねしたことが自分でも記憶しているんですが、言葉から出てくる状況がよく読み取れなかったんですね、自分自身が。今回この質問に立った理由としましては、今年に入って１０月なんですが、私が地域の役員をやっていますので、その関係から地域ケア会議の出席の案内が届きました。それではじめてその地域ケア会議ってどんなんなんだろうと思いながら参加させていただきました。そこには保健師さんが２名、それからケアマネージャーさんが１名、それから社協の生活支援コーディネーターの方が１名、民生委員の方、それからうちの町にとってはなくてはならない駐在所の武田所長もいらっしゃいました。それでもちろんご家族の方、ご本人は入院されてていなかったんですけれども、その体制の中で黒板がありまして、そこに保健師さんが会議の様子をこう一つずつ逃さず書いていく

んですね。それで全体の中でその対象となる方の状況を説明して、そして皆さんからどうしらいいと思いますかって意見を聞くんですね、皆さん一言ずつ自分の立場でいろんな意見を出し合います。それを全部黒板にきれいに書き留めて、そしてわかりやすく書いて、その会議は一応解決策として、それぞれの立場で見守ろうということで、駐在所の武田所長も僕も町内、毎日回ってくれてますけど、そこのお宅の前は通るようにしますよって言ってくれたり、それから家族の方にもご自身でご近所の方にその方の見守りをお願いしたりという、そういうとっても何て言うんだろう、想像していた会議とは違って、すごくわかりやすくて、それであっという間に時間が過ぎました。それで、こういうことが地域ケア会議なんだというのを私がはじめてわかったんですけれども、多分そこいくまでにいろんなことが経過としてあったんだろうと思います。その介護保険などの計画書を読んでいきますと、この１５年の間の流れをずっとこう見ていったら、介護保険がはじまった当初は地域ケア会議はもちろん最初からあったんですが、月に１回、職員同士が行う会議みたいな感じが年１２回という計画があったりして、そんなその地域ケア会議が重要視はされてなかったんですが、やはりこうどんどん改正されていって、後半からこの地域ケア会議に予算もつくようになったり、すごく重要視されるようになってきました。やはり訓子府町の場合、高齢者世帯の３割が一人暮らしです。２０２５年に向かって今どんどんいろんな問題も出てきていると思います。それで調べていく中でちょっとわからないことが１点あったのでお伺いしますが、その地域ケア会議の中に個別ケース検討会議とそれから自立支援型の会議というのがあちこちに出てきたんですが、その違いを教えていただきたいなと思います。

○議長（須河　徹君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君）　今、個別ケース検討会議の中で本町で言いますと自立支援型というタイプと支援困難という部類の検討会議を設けてございます。その違いですけども、支援困難という部分で言いますと対象者の方ですとか家族の理解が得られなくてサービスにつながらないとかといった支援の難しい方たちをどのように支援につなげていったらいいかというようなことを検討する部分でございまして、あと自立支援につきましては、こちらはどちらかというと軽度者の方を対象に、その方が重度化ですとか、今後も自立支援がつなげていけるようにといった、そういった支援内容を検討するような会議として設けてございます。

○議長（須河　徹君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　わかりました。主な会議はそれぞれ職員の皆さんが町民のためにどうやって支援につなげたらいいかということで多分毎回開かれていると思うので、その辺は町民の方が知る必要があるかどうかちょっとわかりませんけれども、そんなに問題にすることはないんだろうと思うし、会議がいっぱいあることで、それがどんどん積み重ねられていくんだなと思うんですが、今先ほど申しましたように、地域の人が加わった会議、一人の方の今後についてみんなで話し合って情報を共有し合うという、その会議がやっぱり町民の方も参加した人でなかったら絶対わからないと思うんですね、私たち議員も予算とか決算で介護保険の中で地域支援事業の中で地域ケア会議というのも出たりはしますけども、それが一体どういうふうな内容なのかというのは本当にわかりづらかったということがあります。

それで、それをもっと具体的に知るためにも、ちょっと事例を申し上げますので、教えていただきたい。簡潔に教えていただきたいなと思います。例えば、私、西山由美子、８５歳です。夫に先立たれて日出で一人で暮らしています。昨年あたりから物忘れがひどくなってアルツハイマー型の認知症と診断されました。介護認定が１から２になっています。今はデイサービスを受けながら、最近徘徊がするようになりましたというような事例があったとします。それが家族の方やそれから民生委員の方から包括の方にそういう事例が報告された場合、その後、私はどういう過程で皆さんの話し合いによって、どういう支援が受けられるか、簡単にご説明お願いします。

○議長（須河　徹君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君）　今、西山議員さんの方から認知症が進んだ方で徘徊が進んでいる、そういった今後のその方の対応というご質問でございましたけども、先ほど西山議員さんがおっしゃってましたように、まずはご家族の、徘徊ですから、それはうちの方でそういった情報を聞きますと、とりあえず警察の方にこういった方がいますよということで、ちょっと注意深く見ていただけますかという協力依頼等をお願いします。そして係内でもちょっとそういった情報を共有して、その後ですね、ご家族とかの同意を得てですけども、先ほど議員さんがおっしゃいました地域を含めた見守り体制ということを築き上げていこうということになると思われます。

○議長（須河　徹君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　突発的に変なことを言ってしまいましたが、まさしくこれ一人で暮らしている場合、どの方も、たとえ認知症にならなくてもですね、いろんな不安が抱えながら皆さん日々生活しているんだろうと思います。地域包括支援センターの職員の皆さんからすると、いろんな会議を通してもう少し地域の方々がどういうふうに例えば一人ぐらしの老人のために、高齢者のために関わってくれたらいいなと。課題解決にこういうふうになったら結び付くのになと思うところがあるんではないかと思うんですが、その辺具体的なことがあれば、例えば、今、私、自分の事例で申しましたけれども、先ほど言った、今年参加した人のご家族にお電話で聞いてみたところ、やはり保健師さんたちがあそこまでやってくれると思わなかったと。それで今その方は施設に入所できて穏やかな日々を過ごしているって。家族もすごく今、安心してるんだということでしたので、そこにみんな全員がそういうふうになれるとは限らないということは保健師さんもおっしゃってました。状況がよかったから、すごく最適な案にいったけども、先ほど言ったような困難な場合、地域の方々がそこにどういうふうに関わったらいいのか、職員としてこう何か地域の方々にしてほしいことってありますかね。

○議長（須河　徹君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君）　そういった地域での見守りについて、地域の方にどういった町として関わっていただけるかという部分だと思うんですけども、先ほど来言ってますけども、あくまでもこちらは家族が、やはり個人情報ですから、家族が知られたくないと言ったら当然地域の協力もいただけない部分になっちゃうんですよね、ですから今回の先ほど来言ってますけども、西山議員さんのケースについては家族の方も地域の方にご協力いただきながらという部分で進められたという部分があって、今はよい方向というか、よい状況に進んだというふうに感じております。ですから、やはり町と皆さんですね、地

域の方と家族の方、まずは町と家族の方たちが情報を共有してどういうふうに見守りをしていこうかという部分、それで地域の方にもそういった情報を共有していただいて、手助けをいただこう。そういった部分に広がっていけばいいのかなというふうに感じてございます。

○議長（須河　徹君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　すいません、答えづらいことを聞いてしまったなと思って反省してますが、つまり私も自分で参加して思ったんですけれども、地域の人たちも他人事じゃないんですね、聞いててね。だから自分がそうなったり、自分の家族がそうなった時にどうしようというすごく進め方としてすごくこの情報をきちんと共有できるような環境にあったもんですから、これはすごくいいことだなってすごく思ったので、それをより多くの人たちに各地域で理解してもらえるような、何かこう、うまく言えないんですけど、そういう働きかけがあれば家族が、多分いろんな個人情報ですから、そこを見られたくないとか知られたくないとかっていうことが働くと思うんですけど、そうではなくて、ご本人が幸せに暮らすためにはどうしたらいいかということを原点として、やはりこれからいろんな働きかけをしていただけたらなと思うんですが、これすごく抽象的なことになってしまうので、お答えはいいですけれども、最後に町長にそれも含めてお伺いしたいんですが、やはりこの１５年の歴史の中で保健師さんたちがいろんなことを試行錯誤して、今、地域に向かってそういうケア会議を開きながらやっていて、私すごく感動したのは、先ほど黒板に書いたことを写真にとって、それで参加した人たちに送ってくれたんです。会議録として。したら難しい文言を書いた会議録よりも、すごくわかりやすくて、あっあの時こうやって自分もこうやって言ったなということが全部書かれていて、この方法というのは、どこでもやっているのかなと思いながら、すごくいいことだと思うので、これをぜひ訓子府町民の各地域でも理解できるような、そういうことが必要なんじゃないかなと今回そう思ったので、その辺についていかがでしょうか。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　昔の保健師活動と違ってですね、今、本当に変わってきています。例えば１００歳体操なんてのは、そのいい例だと思うんですけども、各地域で年寄りが集まってですね、体操をやっている訳です。そこに何週間にいっぺんか保健師たちが行くんですけども、もうほとんどが自分たちでやっている。そういった課題を発見していくという場をですね、どうやってつくっていくかというのは我々の課題だった訳ですけども、一つはそういう点では、この５年間の間で大きく変わってきているということがあります。私はですね、何かあったらすぐ役場来てくださいって言うようにしています。ずっと町長就任以来。保健師のとこ行ってくださいという言い方をします。これは現実的にいろいろ抱えている人たちが、もしそういうことになった時に役場しか頼られない、役場が最後の砦だということは、私は自分で肝に銘じてますから、ぜひ言ってください。たくさんありますそういう事例は。この間も夫が亡くなってどうしていいかわからない。担当保健師調べたら彼女だったってわかったら、もう四十九日でなくて、初七日終わってから保健師よこしますからって言ったらもう、その保健師は次の日に行ってましたよ。こういうですね、ネットワークというかですね、身近な存在として町職員や、あるいは特に保健師なにかがですね行けるような状況、こういう事例はですね、もうたくさんあります。ぜひですね、

こういった啓蒙活動もしていかなきゃならないと思いますけども、守秘義務とか、そういったことの以前に、やっぱり寄り添うということが僕はいつも言っているんですけども、寄り添いながら、何かあった時には役場に電話すれば何とか相談に乗ってくれるっていう状況をですね、こっちも作っていかなきゃならなし、もっともっといろんな関係の方々がそういうお力添えを僕はいただきたいというふうに思います。

○議長（須河　徹君）　西山由美子君。

５分です。

○５番（西山由美子君）　本当に課長が答弁に苦しむほど、一言で解決できる問題ではないです。町民の方々も高齢化が進んでいるこの訓子府町でいかにして過ごしやすい毎日を過ごせるか。まだまだみんな、みんな孤立化しがちですから、このコロナで。もう少し自分の時間を世のため人のためにこう少しでも役に立つことが何かできるんじゃないかって、そういう意識をこう皆さんが持ち出したら、一人一人の役割として、何かできるんじゃないかなと漠然としたことですけども思いますので、今後も地域包括支援センターがより活躍できる環境にあるようにお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河　徹君）　５番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで午後２時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５６分
再開　午前　２時　５分

○議長（須河　徹君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、１番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　１番、余湖龍三です。一般質問通告書に従いましてやらせていただきます。

訓子府メロンの振興策について、お伺いいたします。

訓子府メロンは、ふるさと納税の返礼品の中でも唯一「訓子府」と名の付く自慢の特産品で、返礼品としての人気も高い品です。町民にとっても、その季節には食べるのを楽しみにし、さらに遠くの親類やお子さん、知人などに送ることを楽しみにしている逸品です。そのメロンは平成１０年のピーク時に５万６，９３８ケースあった出荷が、今年は９，８４５ケースにまで落ち込んでいます。このため、今年は町民も品薄・高価格のため、例年のような活用ができなかったのが現状であります。

生産減の原因としては、生産者の作付意欲の減退、作付条件の厳格化、経営継承で後継者へ受け継がれないなど、挙げられています。町も数年前から作付向上のために各種施策を講じていますが、なかなかその効果が上がっていません。

今まで訓子府町では、薬草・イチゴなど、いろいろな種類の作物が生産され衰退していきました。今の町にとって「訓子府メロン」も同じ道をたどってもいいものでしょうか。町民の方々からもご意見をいただきます。「メロンはなくなるのか」「よそのメロンは送れない。毎年、訓子府のものを送っているのに」まだまだ町民の方の意見はあると思います。

生産者の皆さんの現状を理解した上でも、やはりメロンを作ろうと思うような施策を出すべきときと思います。そこで次についてお尋ねいたします。

一つ、町民の方々の意見を聞き、支援の必要を考えるときではありませんか。

二つ、来年度の具体的な振興策の考えは。

以上、お願いします。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま「くんねっぷメロンの振興策」について、２点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

１点目に「町民の方々の意見を聞き支援の必要を考えるときではありませんか」とのお尋ねがございました。

現状として、メロンの作付面積の減少に歯止めがかからず、一方で毎年くんねっぷメロンを心待ちにされている町内外の方々がいらっしゃるのも事実でございます。

行政として作物に対する支援および振興策を考える上で、まずは農業者および生産組織、農業協同組合の意見を聞くことが最優先であり、過去にも答弁したように令和２年にメロン振興会会員を対象としてアンケートを実施したほか、都度、振興会役員等にも伺い意見交換をさせていただいております。

アンケートの内容を具体的に申し上げますと、苗立てが手間であるという意見から苗供給プラントがあれば当該施設を利用するのか、また、メロンの芽かき作業が大変であるという意見から労働力を確保できたらならばそれを利用するのかなど、今後の作付意向とともに伺っております。

集約結果として、それらを望む声もあまり聞かれず施策の具現化には至っておりません。

また、消費者の方々の意見として、町内で販売しているところが少ない、手軽に買えないなどの声も伺っております。

現在の物量や流通形態からは、その要望に十分応えることができない実態にありますが、訓子府の知名度やメロン生産者の意欲につながるような取り組みを引き続きメロン振興会と協議し行っていく考えでございますのでご理解を願います。

２点目に「来年度の具体的な振興策の考えについて」のお尋ねがございました。

最近の動きとして、１０月２６日に訓子府町メロン振興会役員会に職員が伺い、先の議会での議論経過をお伝えるとともに、今後のくんねっぷメロン生産者数の減少に関する対策について意見交換を実施しております。

その中で出された意見として、令和２年度まで実施されていた花粉交配用蜂箱への助成は大変助かった。それが生産者への応援や生産意欲にもつながっているので継続してほしい。

また、姉妹町の津野町で試験的に行われている加工品開発の原料提供やリタイヤした農業者など農業をやりたい人を集めメロン栽培をやらせてはどうかという意見などが出されましたが、メロンはハウスでの温度管理や水分管理が難しい作物であって誰もが作付けできるものではないことから、決定的な対策を見出せない状況です。

そのような意見を持ち帰り、担当課で協議を行いましたが、以前、講じた施策と同じ内容のものを上げることにはなりませんし、公設の考えも持ち合わせていないことから、令和４年度において、メロン振興のための予算要求には至っておりません。

しかし、くんねっぷメロンの作付けを続けたい意欲ある農業者がいることも間違いありません。

そのためにも、次世代を担う若い農業者の思いや新たな提案が反映できるような支援策の模索を今後も続ける考えでありますし、くんねっぷメロンの美味しさやその魅力を伝えることで生産者の応援団的役割を行政として果たしてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました２点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解賜りまようお願いいたします。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　返答ありがとうございます。再質問させていただきたいと思います。

まず、１点目の町民の方々の意見を聞き、支援の策を考えるときではないかということに関しましては、これは具体的な返答はなかったような気がいたします。

私が自分の仕事の関係もありますが、やはりいろいろとメロンに関して町民のお話を聞く場はたくさんあります。その中でやはり本当に「メロンは送りたい」「食べたい」そういう気持ちはまったくあります。でも返答の中にもあったことは、生産者の農業協同組合の意見を聞くことが最優先ですとありますが、今までもいろいろな、何回も私も質問させていただいてますが、今までの中にもありましたように、イチゴだスイカだ薬草だ、いろんなものが出ては消えていってると。メロンも同じような感じ、致し方ないというような返答もございましたが、ただ、私は一番違うのは、メロンが町民にとって、積み重ねてきた歴史が違うと思うんですよ。歴史とそれを食べてきた恩恵といいますか、それを送って喜ばれた。そういうものの歴史が、やはり今まで衰退してきたものとは、かなり差がある。年数的にも量的にもあるんじゃないかと思います。私が先ほど質問の中でも言いましたように、平成１０年のピークの時に比べて今年は１０分の１です。これではやはり町民の方が思うように食べることもできなければ、値段的にもやはり高価なものになっているのが現状だと思います。やはり私は今、町民の方がどういう思いでメロンの生産、メロンの出荷を待っているのか、やはりこのことを単純に町民に問うべきではないか。行政としては、そのことの意思を確認するべきはないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　ただいま、余湖議員から質問がありましたように、町民の方の意見を聞くべきではないかというようなお尋ねがありました。こちらとしても答弁書に書いてありましたとおり町民の方から具体的に意見を聞くというような機会は設けてはおりません。ただし、農業協同組合であるとか、例えば昨年、私どもから原料供給の取り組みを始めたお菓子屋さんとか、そういった方々からの声を通じて町民の声というのを伺っております。答弁書にもありましたように、訓子府でなかなか買えないんだねというような切実なご意見とか、そういったものもいただいておりますし、訓子府のメロンに対する熱い思いというのも伺っております。ただし、こちらとしましては、消費者の意見ももちろんです。もちろんですけども、作り手の意見というようなものをベースに施策を考えていかねばならないと思いますし、その辺を以前から申し上げているように、いかにして減らさないかと。と言っても、じりじりと減ってはいます。決定打の対策が見いだせないというのも間違いありませんけども、そういった部分で今後、施策を練っていかなきゃ

ならないと感じております。施策を練るというような部分で余湖議員がおっしゃっている町民の声を聞くというのも、もちろん大切な視点でありまして、今後において、そういった部分、取り入れて考えるべきではないかと思ってますし、もう一つは、こちらも行政が行政がというような視点も必要ですけども、行政と生産者と生産組織もそうですけども、農協とでお互い負担を出し合いながら次の施策をどうしていくのかと。場合によっちゃ、こちらとしては、今年のメロン振興会でご意見伺った時にも出ましたけども、従来やってた補助事業と同じような部分はやっぱり作り手にとっては、モチベーションにつながるし、大変助かっていたんだというようなお声とかも聞きましたんで、先ほど同じことはできないと申し上げましたけども、ちょっと視点を変えたような形で、そういった施策をちょっと組み替えるというようなこともやりながら新たな施策を考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　今の課長の返答では駄目ですね。こんだけの訓子府メロンになったものは、支えているのはやはりもちろん作ってくれるのは農家の方ですが、それを消費し、それを宣伝し、それを活用しているのは町民ですよ。しかも何が違うのか。今ほかの作物と違うのは、やはりメロンには歴史があって、それは皆さん十分わかっているじゃないですか。こんだけ歴史があって、今こんだけ期待されていて、しかも訓子府と名の付く特産品としては訓子府メロンしかないんですよ。これはね、町民の思いですよ。やはりその町民の思いが今の課長の返答の中では十分に反映されていない。ですから私はまず訓子府メロンをもちろん生産者のことが大事です。それはまた置いておきましょうよ。その前に町民がどれほど訓子府メロンに期待し、今後に関しても期待をしているのかということの確かめは必要じゃないかと思います。やはり私は早急にいろいろな支援策を考えるにあたっても、町民の思いはどこまであるのか。そういうものをベースにした中で、これは気持ちの、まず支援に入る前の大事なことじゃないかと思いますがいかがですか。

○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　町民の思いに十分応えられていないというようなご指摘がありました。そのあたり十分声が聞けてるかという部分に関しては、必ずしも自信を持って答えられるものではないと私も考えております。そういったことから、農業者でない町民の方の声を伺うというようなことを今後においてやっていきたいと思います。その部分についてなんですけども、先ほども繰り返しているように、町民の方の思い、そういった部分とメロンの生産者の思いというようなこともマッチングしながら考えていかなければなりません。だから私としてメロンを作ってください、作ってくださいというだけでも必ずしも経済的に合わないとか、以前からお答えしているように労働力、経営規模に対してあっていかないんだというような部分もございます。そういったことで町民の思いというようなことも聞いた上で農業者と今後の施策というのを考えていきたいと思います。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　視点ちょっとずれているんですよね、課長と私では。私は今、一つ目の質問の中で町民の声を聞こうと。これはなぜこういうのかと。町の施策というのは、いろんな面がもちろん町の方が町長が課長がいろんないい施策を考えて実行していってます。また大きいものに関しては、町民の意見をその都度聞く、そういうこともやってきて

います。それは当然というか、町民の意見を聞きながら、いろんな施策を進めていくんだということで、十分にいいことだと思っております。しかし、今、メロンに関しては、今までそういうことはないじゃないですか。今、本当に町民の方のどこまでが本当にメロンを望んでいるのかということを私はここで知るべきだと思います。そういう思いを知ったうえで生産者の意向と町の意向とを重ねた上で、どこまでできるのか、どこまでやってあげなきゃいけないのか、そういうことの理解というのは必要じゃないかと思うんですけども、再度お尋ねします。いかがでしょうか。

○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　ただいまの余湖議員の質問ですけども、確かに余湖議員と私の視点は、ずれています。だから、私は生産者、農業ベースで施策を考えるものであって、余湖議員は町民の声をというようなことで質問をされていると。そういったことなので私も町民の意見を聞くのは重要だと思っております。手法はどのような形でやるかは別として、過去にも町民の、うちの課ではありませんけども、よその課で町の施策とかを問うというようなときに、メロンに対する意見とかというのが何点か挙げられたというようなことは私も過去にも見ておりますので、そういったことからしても、どれぐらいのニーズというのがあるのかわかりませんけども、町民の方の意見を聞く機会を設けまして、それ以降の施策をどうしていくのかというようなものを探りたいと思います。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　メロンに関しては１０年で１割ぐらいになってしまったという現状があって、さらに来年度に関しては５２、３戸減る程度の生産になるのかなということで聞いておりますが、やはり今これは急がなきゃいけないんですよ。急いでメロンに対しては対策を取らなければ、この１年、２年が黙っていちゃうと本当に極端に減ってしまう原因になるんじゃないかと思います。ですからそのためには町民が本当に望むことであれば行政はやっていくんですよ。今までもそうでしたよ。きっとそうだと思うんですよ私は。町民の多くがそれを望むんであればできないようなことでもやろうじゃないかと。頑張ってやっていこうじゃないかという、そういう気持ちになるのが行政であり町民の声を聞く町長でないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　おそらく同じ内容の質問で３回一般質問を繰り返すというのは議会史上はじめてではないかと私は思いますね。どうしてできないかということを私たちは丁寧に説明しても納得できない。町民の意見を聞けということでしょう。町民の意見を聞いてみんながメロンが必要。私だって必要だと思いますよ。それでできないというのはなぜか。そして、議員の皆さん方にもメロンやスイカを作ったりしている人もいる。その人たちも含めて、その困難さをみんな知ってるんですよ。それを知っているから、次のステップを踏み出せないというところが現実なんですよ。ここはね、みんなが望んでいるのにやらないのはおかしいんじゃないかというね、そういう論法だけではね、私は「わかりました。努力します」なんてね、課長は言ってますけども、私はそんなことはできない。

　それから、この間のユーチューブ含めてですね、私と余湖議員との活発なこの答弁で何人かの方から意見がきましたよ。町長あれはね、町長があまりにもかわそういそうだという人も含めて。だってできないことをやれって言って、できないと言うことの辛さは町民

の方はわかってますから。それで、例えば今、提案として出てきているのは１人の若い人たちがまずはアイスクリームを作ると。これをメイドイン訓子府の、今、ミルククラウンをやってますけども、それとは別に純粋なアイスクリームを全国に発信したいということが出てきてます。さらにまた、今もう東京、大阪、福岡に行って水耕栽培をやらせてほしいと。これは消防庁舎の跡利用をさせてくれないかということで私のところに具体的な提案があります。これは計画を練って、議会のご理解もいただいたり、いろいろな形の中で、よしそれならやってみようかということでないと無理だとは思いますけども、いずれにしても若者たちはそういう準備をはじめている。まずはイチゴの水耕栽培から。そして葉物をやりたいっていっている。葉っぱもの。ゆくゆくはメロンの栽培は全国的にも東京周辺なんかで成功しているのもありますし、糖度がもう１５を超えているような糖度を水耕栽培でやっているところもある。こういったことをできればできるだけ早く私たちはやってみたいんだという声を届けています。今この余湖議員と私との議論の中でこういうった意見も私のところに寄せられてきているということが現実としてあります。ですから、このメロンの存続のために生産者､JA きたみらい､さらにまた町民の知恵と力を持ってですね、何とか歴史あるメロンを存続、あるいはまたさらに発展させる方法はないかということを我々なりに熟慮して前に進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　将来に向かって、今後に向かって、いろいろな方策が出て、そういうものは今、町長が、前回もそういう話があるんだよと。今回も具体的にかなり出てきました。これは大変いいことだと思います。これはもうね、新しいことがあっていい製品ができて、いいものが進んでいくんなら、それはバンバン進めていくべきじゃないかと思います。私は今のメロンを心配しているんです。今年こんだけ少なくて、町の人は非常に残念でした。来年もまた少なくなる、きっと。それもまたちょっと当たんなかったな、残念だったな、それで終わっちゃ困るんですよね、そうやってやっていくと、今、町長が言いました新しい事業が起こる前に今のメロンが食べれなくなっちゃうかもしれないですよ。これはね、やっぱりこんだけ歴史のあるメロンを、いろんな事情はあるのはわかりますよ、わかりますが、町民の思いとは別に、なくなってしまうのは私は非常に困ると。今、何かをしなければこの２、３年もたないで、次のことが５、６年後に起きても駄目だと思うんですよ。やはりね、今あるものを維持してもう少し頑張れるように、それが私は今、町民が望むことはそこにもあるんじゃないの。将来たくさんいい方法があって、いいものが出てくるのかもしれませんが、今のメロンを今の町民は望んでます。私はそれを、いやもちろん町長は個人的には、いろんな町民の方とお話した中でわかっている場面はあるのかもしれません。しかし、これはきちんと町としてメロンに対して正面に向き合って町民の意見を聞く機会を持って、やはりそのことをまず理解することは一つ大事じゃないかと思いますが、再度お願いします。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　メロン振興会も若い生産者も結構います。こういう人たちの腰を折らないように、何度もうちの大里課長の方から説明してるように、できる限りの支援をやっていきたいんだと。そして、今いる５０戸前後の生産者が一つでも減らないように、

我々もできる限りの支援をしていきたいということはもうずっと私どもが説明しているとおりです。しかし、今が大事なんだと。これに対して今すぐ行政として、わかった、やろうと。こういう答弁はできないということを申し上げている。もしやるんだったら、どうしても駄目だったら、私に不信任の可決してくださいってことまで言いました。現に議員さんたちだってメロンの生産の実態を知ってるから、そういう意見としてまとまって出てくるということにはならないんでないでしょうか。そこはね、余湖議員ね、少し理解してくれなきゃ困りますよ。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　かわいそうなのは私の方ですから。逆に言いますと。こないだのユーチューブを見て、お前はあんなことを町長に言われてる。いや、それは違うんじゃないか。町長の気持ちもわかるが、お前もかわいそうだな。立場が違うとそういうものかと言われているのも確かです。すいません、私は今、一問目の町民の意見を聞くべきじゃないかと。そのことについて述べらせていただきました。これはやはり町民の支持がなければ、やはりこれから私が今、次の二問目にお願いいたしました、いろいろな施策についてのこともやはり町民の支持という、私の個人の意見ではどこにも通らないのはわかりますが、やはりこれが町民の声にもそういうところあるんじゃないかということがわかれば、やはりそういう施策について、もっともう少し頑張ってみようかという気持ちになってくれるんじゃないかと私は思います。そんなことがありますので、まずはやはり町民の意見を聞く場をやっぱり町として持ってほしいと。メロンに対する町民の思いを確認してほしいと。私はその中で、いやそんなの町民が２割か３割の人しか作れ作れって言わないよと。守ってくれと言わないんなら、それは諦めなきゃいけないと思います。私もまだそこまで自分で把握している訳ではないので、そこら辺はぜひとも町としてそういう町民の気持ちを聞く必要性があるんじゃないかと思っての質問でございます。それで、今の段階ではそういうことで、これも話は中折れしますが、次に、具体的な施策はないのかとお聞きしましたところ、今年度、来年度については、具体的なものはあまり考えていないということでございました。これは振興会とも話した中でということがありますが、私も恥ずかしながら３回もこのことに関して一般質問させていただきますんで、やはりもっと基本的な何かがなければ、こういう時間をとってもらうことに対して申し訳ないということもありますので、私も個人的にメロン振興会の方々とアンケートをお願いしまして、本当に今あなた方は何を望んでいるんですか。メロンに対してどういう思いがあるんですかということで、私も確認させていただきました。それで個人の思いでいきますと、本当にいろいろありました。メロン農家の方も訓子府のメロンを自分たちの勲章のように思ってます。本当に大変だけれどもいいんだよと。お客さんが毎年心待ちにしているお客さんのためには絶対なくしてはならないと。これは農家の方の意見です。メロン農家の方の意見です。訓子府の特産品はメロンと認識しています。街灯に使われるほどの重要な作物です。今後、第三者に継承した中でもぜひともメロンも継承してほしいと。もう一つあるのは、作っている人の高齢化が問題ですと。自分たちでもわかっているんですよね。やっぱりね。そうです。特産品としてこれ以上減らさないよう販売価格等で生産者が頑張れる対応をしてほしい。訓子府といえばメロン、生産者の技術は高い、長く作っていきたいんだと。これは挙げていくとまだまだあるんですけども、農家の手取り金額が低い。メロンを頑張って作っ

てください農家の方。単価が安い。手取りが少ない。名産品として残してほしい。自家用メロン栽培農家の方もこういう組合に入って一緒にやってほしい。そのようないろんな意見が出てます。これは私、五十何戸の方にお願いしまして、帰ってきたアンケートは全部は帰ってきてません。アンケートですから。半分弱の数の中から拾った意見なんですけども、こういうようなメロン農家の方もやはり特産品としての訓子府メロンは残してほしいと。そういう気持ちは本当に持っているんです。ましてや、いいメロンを自分たちは作っているんだという自負はあります。やはり残してほしいんですよ。それでその中でじゃあ具体的に何を応援してほしいのか。町の施策として、こういうことをやってほしいのは何がありますかって聞きました。その中で出てきたのは、これは私はこれがちょっと不思議だったんですけども、今まで町がやっていた蜂の貸し出しの補助ですか。それからビニールの助成、種代、蜂代の助成、これらについては、町もやってきた話と思うんですけども、今、私がとったアンケートの中では、それもやっぱりやってほしいんだと。助かるんだと。そういう話があります。ですから、ここら辺はきっと先ほど課長の話も中にも出てきて、そういう継続も必要じゃないかというような話も出たような気がします。まずこの三つについては、復活させるとかという意識はないでしょうか、いかがですか。

○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　今、余湖議員から質問があった従来やってきた花粉交配用の蜂箱助成、種子代助成、ハウスの助成というようなことについては、これまで過去２回行ってきています。平成７、８年ぐらいの時にメロン以外、当時、イチゴとかもありましたから、そういったものの野菜の振興を図るという時に同じような施策を３年間ぐらい、令和２年までやってたのと同じような形に時限的に区切ってやりました。そういった時もその助成をもらったのに作付けを増やしていってほしいんですけども作付けをやめたというようなこととか、そういった問題もありまして、なかなか作付けの振興にはつながらないよねというようなことで、そういった部分で一旦助成を中止した経過があります。ただし、最近になって平成２９年からまたメロン振興会の方で要請も受けまして、その時は訓子府メロンという登録商標をとるような経費とかそういったものも事業のメニューに含みながら復活させてやってまいりました。基本的にそういった補助を考える時にあまり農業分野では以前も答弁したかと思いますけども、そのもの自体の販売価格に助成をしていくことはなるべく避けたい。そういった視点、まず避けたいのかと言ったら、イモだってそう、玉ネギだってそう。価格が悪かったらなんだって助成するのかというようなことは、ちょっと行政の施策の趣旨としては合わないと思っております。また、同じ施策を繰り返すことも、この施策をとおす時は私も議会に説明した上で、やっていいでしょうかって議会からはその効果はどのぐらいのものなのということを聞かれながらやっていきますので、先ほども言ったように同じものだけで今度の事業を組み直すができるかというのはなかなか難しいのかなと思っておりますけども、そういったことが訓子府メロンを支えているならば振興会とも農協とも話し合った上で、そういったことが再び講じられないかというような可能性は探っていく考えであります。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　まず、メロンに関しては今の現状をまず守ることからいきましょうということが、それが最低限の条件というか、今やらなきゃいけないことじゃないかと

思います。そのためには、やはりハウスでも種代でも蜂代でもまずできることはやってあげましょうよ。それを使って、それが使う人が５０人の中の２人でも５人でもいれば、その方のやる気を起こすためには、それをやるべきじゃないかと思います。５０人いる３０人がやんなきゃこんなことやってられないよって、そういうことでなくて、２人でも３人でもやる方がいたら、その方を手助けするためにやるべきじゃないかと私は思います。蜂やビニール、種代については、そういう感じですけども、やはり今の訓子府メロン、生産者に、今度は生産者の話になりますけども、もちろん、やはりやる気になってもらわなきゃ。確かに各生産者にとっては、いろんな事情があってメロンを少なくしていく、メロンをだんだん作れなくなっていくという現状はあります。しかし、やっている方はいるんです。それがある程度の補助収入としてなって、それは助かっている部分もあるんです。今は玉ネギ、イモが安定しているから、だんだん少なくなってきていますが、これはイモや玉ネギというのもわからないじゃないですか。どこかで悪くなった時にメロンを作っててよかったな、そういうことが今までありましたよね確かに。やはり今やっているメロンの方が「よし、町がそこまでやってくれるんなら、俺たちはもっと頑張って作ろうや」そう思ってもらえるような施策をやはり町がやるべきですよ。そこが私が先ほど言いました町民の理解はという、やはりこれはと思うことについては、予算のかかる話もあります、たくさん。ですから、そういう時に予算を出すためにも、町としては、町民の意思を、町民の支持が必要じゃないかということで私は町民の意見を聞くべきじゃないかと。それも必要な条件の一つだと思います。私は今の生産者の方については、よし頑張ろうって言えるような施策として、今、先ほど課長の返答の中にも、これはできませんって言いましたけども、やはり所得補償じゃないかと思います。生産量に応じた奨励金とかケース単価の頑張れるもの。なぜかと言いますと私が聞いたアンケートの中でも価格が安すぎる。我々の手取りが安すぎる。頑張れる値段じゃないんだと。やはりもう少し収入が上がれば我々は頑張れるんだと。そういう意見は私がもらった返答の中の３割以上はあります。やはり価格だと。収入だと。もちろんそうですよね、物を作って、それをやって生活費の足しにしていこうと思うんですから、やはり収入だと思います。これはね、私は商売上思いますけども、農家の方、生産者の方は農協に出して農協が市場に出して値段が決まるのか、そこら辺のことは深くはわかりませんが、やはりそのさやといいますか、その差がちょっと大き過ぎるのかなと。これはどうしようもないことなのか、また誰かが働きかけて、市場等がホクレンとかの関係で価格交渉ができるのか、それも一つの助けじゃないかと思いますけども、まずはいいものを作って生産してくれた方に対して、奨励金的なものを町としては出せないのか。それぐらいのことをやってもメロンは守るべきではないのか。私はこの価格について、奨励金について、一つ提案させていただきたいのですが、いかがですか。

○議長（須河　徹君）　農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君）　今、余湖議員からお話のあった価格の保障、ここにつきましては、アンケート実施された結果から価格があまりよくないというような声があったというような声を言われましたけども、私が令和２年にやったアンケートの中でも何名の方から、そういった意見は伺いました。ただし、現在のメロン振興会は、当時からメロンをいかに高く売るかという努力を組織全体でやってきておりまして、その過程の中でギフト用のメロンに特化したような時期に出せないかと。そういったものであるとか、北見の

市場に安定供給することで、より有利な価格を実現できないかと。そういった自らの市場の開拓の力によって、今の価格を成し遂げてきたというようなこともあります。だから昨年の売り立てとか見てても、その価格が必ずしも満足できないという方もいらっしゃいますけども、大半の方が価格の部分では満足できているのかというような私の見解であります。所得補償というのは、やはり行政だけがやるというような話ではないと思いますし、国の所得補償とか、なかなか実現できてない部分ありますけども、そういったものというのはやはり生産者団体、農業者、行政、そういったものがお互いにお金を積んでとかいうような形でやるべきものであって、普通は作物の振興のスタートをさせる時とか不安定な時期を支えるという意味で講じていくべき施策であると思っていますので、メロンの置かれた状況で所得補償を講じるというような考えは今のところ持ち合わせておりませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　ほかの物と一緒にしちゃうと駄目ですよ。メロンだから、今、訓子府のメロンだからそれをやっていかなきゃいけないんじゃないかと私は思うんですよ。それぐらいの思い入れがメロンに対してないのかということです。訓子府特産、訓子府メロン、ふるさと納税の中で訓子府と名の付くものは訓子府メロンしかないんですよ。何十年もこうやってやってきたんですよ。今ここで他のものと一緒になって考えてメロンがジリ貧でなくなっても致し方ないな、なんて言ってたら本当になくなっちゃいますよ。そうなった時に町民はどう思うんでしょう。あの時町が何もしなかったからこうなっちゃったんでないのかと思う人もいるんですよ。やはりね、今だから、訓子府メロンだから所得補償をやってでもこれは守っていかなきゃいけないんですよ。守っているうちに今、先ほど町長が言ったような新しい事業が出てきて、新しい耕作の方法が出て、またメロンはもっともっと出てくるかもしれない。そのために今、新しい方法の話を町長がしてくれたんだと思いますが、やはり私は今守らなきゃいけないと思うんですよ、そのためには所得補償も必要だと思います。もう一つ言います。もう一つお願いしたいと思います。これも先ほどの返答の中にもありましたが、ハウスの温度調節、自動巻き取り、これも私のアンケートの中では３分の１ぐらいの方がほしいんだと。これをやってくれると我々の労力は非常に減ってくる。楽になる。これがあればメロンを作っていけるんじゃないかと。そういうお話もありました。これは物を買う話ですから、物を買って買う時に補助してあげたいという話ですけども、しいて言えば、金額的には課長の方がよくわかっているんじゃないかと思いますけども、私はこれを付けてあげることによって、今ある程度のお年寄り、負荷になっている作業もかなり楽になって、これからまだまだ続くんじゃないかと思います。この機械を買うことに対して、やはり町としては３分の２ぐらいの補助をしてあげて少しでも長くメロンを作っていただきたい。そういう気持ちになっていただけないでしょうか。この温度調節、巻き取りの機器に関してはいかが考えますか。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　アンケートをやったら誰もメロン作ったら駄目だなんていう人出てこないですよ。みんな訓子府のメロンを愛してます。だから、やったところで出てくる結果は見えているんじゃないですか。それは生産者も消費者もみんなわかっている話です。何も余湖議員が言うまでもなくわかっていること。それをもしメロン生産組織が今、余湖

議員が言ったようなことを継続してやってほしいという声があるんだったら検討するのはやぶさかでないです。何も僕は否定的なことを言ったつもりはない。彼は立場上、課長は確かに１回やったことをもう１回やるのはどうなのかということを言っていますけども、本当に必要だったら、やるべきじゃないですかなんも。全然否定しない。それでもなおかつ議会でよくね、経済効果はどうでしたかとかいろいろ聞かれるじゃないですか。だから結局はメロン農家は減少をしているという状況の中で、この補助制度をいつまでやるんだということがある訳ですよ。だから今はできないと言っていますけども、本当にメロンの生産組織が必要だということだったらやりましょうよ。町長としてそれはやりますよ。何にもそれは今も昔も変わってない。だから生産組織に意見を聞いたり、あるいはアンケートをとったりしてる訳ですよ。状況によっては議員とメロン振興会と話し合いをしてもらっても結構。私が入ってもいい。商工会とメロン振興会と一緒になって考えて建設的な意見を公の場でやってみたらいいじゃない。私も受けてたちますよ、それぐらいのことは。そのぐらい余湖議員に負けないぐらいメロンを愛してますから。全然考え方はね、違いません。ただ、一歩進めることの金で解決することの難しさと生産者が玉ネギやめてメロンやるという状況ではないということをね、ご理解いただかなかったら、この議論は前に進まないと私は思ってます。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　町長が言った玉ネギやめてメロンをやる。なんてことは私も思ってません。そんなことは今までどこにも出てきてません。もちろん玉ネギがあってのメロンなのかもしれない。玉ネギが悪い時、頑張って補助作物としてメロンを作ってきたのが現状なんですから、そんなことはあり得ないですよ。今の町長の返答を聞きますと、メロン振興会等々がきちんとした形でそういう補助を望めば、これはやるべきだと。いいですね。私もそれはもうぜひともメロン振興会に今日帰ったらお話をしたいなと思います。やはり私は思うんですよ、５０人いるメロン振興会で５０対０の意見にはならないと思います。５０対０の賛成意見にはならないと思います。ですから、今まで課長もさんざん何年間も苦労して振興会とお話をしてそういうものがきちんとした形で出てこなかったから、いろんな施策ができなかったのも確かなのかもしれません。しかし、今、私はそういう個人の３人、５人、１０人の意見でもいいからメロン振興会はそういう意味でいけば補助をお願いしますという形で出すべきだと思うんですよ。ね、まったく。ですから、先ほど言いましたハウスの自動開け閉め温度調節ものに関しても出せば町は受けてくれます。絶対。と思うんですよ私も。やはりそうなればやはりメロン振興会の話ですね、私はこれから一般質問はもう次はメロンの話はないですけども、メロン振興会に一般質問したいなと思いますけども、本当にメロン振興会もだから課長が努力しているのはわかりますが、やはり全体でまとめた意見も大事ですけども、やはり個々が望んでいるものをやはり拾い上げて応援してあげるという体制を作らなければ、ここは生き延びていけないです。メロン振興会が５０戸あれば、いい農家もたくさんあるでしょう。そんなに俺だって、俺は自分のお金でＩＴで温度調節付けているから望む必要もない。そういう人ばかりじゃないですからね。やはり私は、そういう、そこまでいけない人が頑張って、そういう個々が頑張らなかったらメロンがなくなるんじゃないかと思うんで、私は今、町長が本当にそういう意味で振興会からちゃんとした形で出てこいば、町は頑張って応援するんだって、これはもう最

高だと思います。今のことを考えて課長もう一度、振興会と私も話したいんですけど、課長ももう一度振興会と協議するような気持ちを持ちますか。
○議長（須河　徹君）　農林商工課長。
○農林商工課長（大里孝生君）　私は何度でも振興会と話すつもりですし、前から答弁しているようにあきらめてやっている訳じゃなくて、何回も生産者との可能性を探って振興会ともずっと協議を続けているので、その姿勢は変わることはありません。
○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。
○１番（余湖龍三君）　窓口としてね、課長が一番苦労しているんじゃないかと思いますけども、やはり行政の人間としての立場と１人の町民としてのメロンを望む気持ちとまわりにいる町民はどう思っているのかということも鑑みた上でね、やはりメロン振興というものはこれから考えていかなければいけないと思います。私は町長からいい返事をもらいましたんで、私もそういう方では頑張っていきたいと思います。
　もう一つ、二つ聞いてください。
　これはアンケートの中の言葉です。名産品として残してほしい。これ以上減らさないように販売価格などで頑張ってほしい。生産者がもっと頑張れる対応をしてほしい。やはりね、こういう細かい意見が本当に少数意見なのかもしれませんけども、少数のかたまりが団体になりますんで、やはりこういうとこも拾い上げた上で、ぜひともメロンの振興、町長も何回もいってわかっているというのわかるんですけども、やはり具体的な行動を起こしてくれなければ提案権もある、何権もあるでしたね、前回言われたことはね、やはりトップたる町長がそこまで、もちろんいろいろな制約がある中でわかりますけども、やはり一つの今まで歴史を築いてきたメロンを少しでも守りたいという気持ちの中でうまい具合に調整して今後も頑張って理解を得たいなと思います。
　最後に町長一言お願いします。
○議長（須河　徹君）　町長。
○町長（菊池一春君）　見解の相違ですけどね、頑張っているんだよ。職員も我々も生産者も。その上で立ち往生しているというのが現実なのさ。だから生産者の皆さんがメロンを存続するために、こういう施策が必要だということはね、やれることはやってきたつもりだし、これからもやろうと思う。これについては変わらない。ただ、価格保証をすれとかですね、そういったことになると、これは農協や他の生産組織、生産の問題と絡んできますから、そうは簡単にいかない。ここはやっぱりね、ご理解いただきたいと思います。水田農家もいますよ、圧倒的に少なくなっている。でも頑張ってる。そういう人たちに対してももちろん行政はできる限りのことをしている。していかなきゃいけないと思っています。だから大枠の中で議論する。そしてまた個別のいろんな意見が出たことについても可能な限り私は町長として努力していきたいというふうに思います。ただ、やれないこともあるということはね、理解していただかないと前へ進むことはできないと思います。
○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。
○１番（余湖龍三君）　もうやめようかと思ったけど一言だけですね私も。わかります。米も米太郎で頑張ってきました。今、ゴボウも頑張っていますよね、一時期はイチゴのジャムもできました。確かに本当にいろんなものができてなくなってますが、やはりこの長い年月の中でメロンというのは、やっぱり私はひとつ違うと思います。その理解ですよ。

やっぱりね、今まで、これからの訓子府にとっても課長の話の中にもありましたようにお菓子屋さんとかいろんなところにその原料として新しい訓子府の名物を作ってもらうんだというような話もありました。これメロンなきゃできないですから。というよりも今まで我々の身に染みてきたメロンの恩恵、訓子府と言ったらメロンと言われた。こういう今までのものをやはり他のものとは一緒にしないでほしい。しなくてもいいんじゃないですか。こんだけメロンというのは。生産者の方にとっては玉ネギもイモもメロンも一緒だよというのかもしれません。これは言わないと思いますよ。メロンはやっぱりひと味ちょっとそういう意味では違うんじゃないかと思います。私はそういう町民の気持ちを大事にした中でメロンの振興策を考えていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（須河　徹君）　ちょっと待ってください。

質問で終わるようにしていただきたいんですけど、町長の答弁はよろしいでしょうか。

○１番（余湖龍三君）　結構です。私は今、質問した訳じゃなくて確認したんですから。

○議長（須河　徹君）　確認だけですか。

○１番（余湖龍三君）　はい。

町長、さらにご意見あれば、私はお聞きしたいですけど。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　これが最後だとお聞きしましたけども、一町民としての頑張りも期待したいと思いますし、私も頑張ります。同時にまた、一議員としての意見として承っておきましたので、今後もまたそれらを参考にしながら町政の推進に努めたいと思いますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（須河　徹君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　ありがとうございます。終わります。

○議長（須河　徹君）　１番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで午後３時１０分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時００分
再開　午前　３時１０分

○議長（須河　徹君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、３番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君）　３番、山田です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

１、防災体制の整備について。

気候変動が進行し国内でも予想を超える被害をもたらす災害が毎年繰り返し発生し、人々を苦しめています。

北海道も季節を問わず低気圧や前線が発達しやすい地方であり、被災の恐れに向き合っています。

自然相手の防災対策は自治体だけでは困難な面がありますが、町民の防災意識を高め、ふるさとを守るために対策などについてお聞きします。

１、新消防庁舎の建設に伴う消防職員および消防団の活動面の改善点について。

２、町民に身近な新消防庁舎の活用について。

３、各自主防災組織の活動状況と支援について。

４、暴風雪時の高齢世帯への生活支援について。

５、水害時の機動力と機械力の整備について。

以上、５点お願いいたします。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま「防災体制の整備について」５点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

１点目に「新消防庁舎の建設に伴う消防職員および消防団の活動面における改善点」のお尋ねがございました。

来年１０月に供用開始を予定しております新消防庁舎につきましては、現在利用しております旧庁舎の課題も含め、消防職員、消防団員からの意見を募り、さらに町民の皆さんからの要望にも一部応えながら設計をしたところでございます。

新たな消防庁舎となることによる消防職員と消防団員の活動面における改善点については、まず、駐車スペースを広く整備したことにより、大規模災害想定訓練をはじめとする各種訓練が実施でき、照明設備も整備し昼夜問わずの訓練が可能となっております。また、訓練塔は消火訓練に特化した訓練施設で、室内放水が可能で実際の火災を想定した訓練ができる施設となっており、火災現場活動の経験が少ない職員・団員の教育訓練を実施できるなど、飛躍的に訓練環境が向上することとなります。

また、これまで消防団員の防火衣は共用品として車両に積載し、現場で着装していましたが、新庁舎では出動準備室が整備され、個人ロッカーを配置、防火衣をはじめとする安全装備品を個人貸与することで各種災害に応じた装備品を装着し出動できるので安全管理の徹底が図られることとなります。

２点目に「新消防庁舎の町民向けの活用」についてのお尋ねがございました。消防庁舎については、不特定多数の方の利用を想定した建物ではございませんが、現在は幼少期の防火知識の普及を図ることを目的に認定こども園や小学校の児童を施設見学に招くなどの事業を実施しているところでございます。今回、新消防庁舎建設に際し、町民の方から「一般町民も訓練ができるような設備を」とのご意見がございましたので「煙体験室」などの訓練施設を整備いたしました。今後は、自主防災組織や地域コミュニティ、小規模事業所等の訓練にも活用してもらえるものと考えております。

３点目に「各自主防災組織の活動状況と課題」についてのお尋ねがございました。本町の自主防災組織については、現在６町内会・２実践会の計８組織が設立されております。残念ながらコロナ禍ということもあり、新たな組織の設立はない状況でございます。今後、コロナウイルス感染症が治まってきましたら、各自治会の活動も活発化することと思われますので、積極的に設立の勧奨をしてまいりたいと考えております。

各自主防災組織の活動状況につきましても、各組織に聞き取りをしたところ、すべての自主防災組織において、ここ２年間はコロナ禍で集まることが叶わず、自主的な活動はで

きていないとのことでございました。ここ数年活動ができなかったことにより、各自主防災組織内における活動の積極性も希薄になっていることから、既存の各自主組織には、また一から自主防災組織の重要性を説明させていただき、自主訓練や研修を実施いただく際には、自主防災組織育成支援補助金による財政的支援や担当職員が共に参加協力させていただく人的支援に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

４点目に「暴風雪時の高齢世帯への生活支援」についてのお尋ねがございました。

暴風雪の発生時に高齢世帯の状況が危ぶまれるような状況となりましたら、まずは各地域の高齢世帯情報を有している地域担当職員が安否確認をし、「外出はしない」ことや「ＦＦストーブの場合は吸排気口付近が雪にふさがれないよう注意する」ことなどの連絡をしているところでございます。また、これまでにも、暴風雪収束後に、あまりにも降雪量が多く高齢世帯では除雪対応ができないという場合は、地域担当職員によって間口の除雪をするなどの支援を実施してきたところでございます。今後とも、暴風雪時においては、ケースに応じ適宜対応してまいりたいと考えておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

５点目に「水害時の機動力と機械力の整備について」のお尋ねがございました。

水害時の機動力としましては、町の水防計画に基づき作成している「防災に関する初動体制マニュアル」により、水害時の効率的で迅速な初動体制の確立を図ることにしております。

このマニュアルでは、気象警報発表等から災害対策本部への移行までを四つの警戒レベルに設定し、パトロール班、バリケード班、土のう班等の各対策班が役割分担に従い、機動的に活動することになります。

水害状況によって、町職員による水防活動だけでは、対応に支障があると判断した場合、消防団に出動の要請を行い、万全を期しているところでございます。

次に、水害時の機械力としましては、町が所有するショベル２台、ダンプトラック１台、小型バックホウ１台、大型発電機３基、配水ポンプ３台により、河川の河道確保や大型土のう設置等を被災現場において実施することになりますが、水害規模によっては、町所有の機械力のみでは対応が難しくなるため、リース会社からの重機の借り上げや、災害時協定を締結している町建設業協会と連携を図り、加盟している協力会社の人員および建設機械等より、水防活動を行っていただくことになっております。

さらに、国土交通省網走開発建設部河川事務所所有の大型ポンプ車両の配置など、万全を期して対応することになります。

以上、お尋ねのありました５点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河　徹君）　山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君）　答弁いただきました。今回の答弁非常にコンパクトにまとめられて非常にわかりやすいかなと思っておりました。

さて、再質問させていただきたいと思います。

１点目の新庁舎建設に伴う消防職員、団員の活動面の改善点、訓練を中心に改善が進むということでございます。先月１８日、総務文教委員会では、産業建設常任委員会の所管

事務現地調査に合わせて新庁舎を見せていただきました。建設、消防の職員から丁寧な説明をいただきまして、内部の視察をさせていただいたものですが、内装工事がまだ終わっておりませんでしたので、ストレートなイメージにはちょっとつながりにくい面もございましたけども、新しい技術や設備をふんだんに導入した最新の庁舎であることは十分理解できました。そもそも消防庁舎や設備につきましては、町や町民を災害から守り、もって町民の福祉の増進、維持につなげることが大目的であります。消防の活動が庁舎建設で飛躍的に改善されることが町民の利益に直結され、私は地域ボランティアと思っております。消防団員の活動のしやすさ、処遇改善にもつながると考えております。

そこで、何点かお聞きをさらにしたいと思います。

まずはじめに、仮眠室や女性消防団員のスペースの充実は飛躍的に図られております。何となくですね、消防機能の中心となる事務室や団員スペースが人数に対して意外と狭く、細長いというか狭くですね、そういう印象を持ちましたけども、急を要する活動、そして職員の常駐業務に問題はないのかと思います。

二つ目に、活動の車両や装備、服装などは、洗浄して処理をするということでありまして、床の排水口を通じて下水に排出されるようでありますけども、汚泥の堆積だとかですね、異物排出、衛生管理などに長い間に何か問題は生じないか。ちょっと気になりましたのでお聞きします。

三つ目、庁舎の裏手に８７台収容の駐車場ができ、答弁では大規模な訓練等が効率的にできて飛躍的に改善されるという説明があってわかったのでありますけども、今現在、訓子府小学校のグラウンドを活用して行われている訓練との関わり、それとヘリポートの関わり含めて、もう少し説明をいただきたい。

四つ目、相内線と南１１線の交差点に２方向で接している庁舎敷地でありますけども、住宅街や訓子府高校、児童公園等々に近い訳でありますが、参集される団員さんと出動車両の流れの調整と交通安全に対する取り組みについてお聞きします。

最後ですけども、元町の現庁舎横にあります防災倉庫が今回遠くなることになりますけども、活動に支障は出ないか。あるとしたら、その改善策。

以上、５点について、特徴的な点だけで結構ですので、端的にお答をお願いしたいと思います。

○議長（須河　徹君）　総務課長。

○総務課長（硯見康之君）　まず、私の方から１点目の事務室、団員スペースが狭隘で細長くないか、それで急を要する活動とかに支障はないかというようなお尋ねだったんですけども、確かに現状あまりにも面積を大きくすると建設費が高くなるということから、団員さんですとか、消防の職員とよく協議して、このような動線であれば出動の時に無理がかからないというような話を受けて、このような設計になってございますので、現状のところ、これでいけるというようなことで考えております。

ちょっと２点目だけ飛ばさせていただいて、３点目お答えさせていただきます。

庁舎裏手での駐車場が広くなって訓練を行うということで、訓小で行っている演習のことなんですけれども、演習自体は現状、今広くなった駐車場の方で実施するというふうに聞き及んでおりますので、ヘリポートも合わせて使うというふうなことで聞いております。

続きまして、交通安全の関係でございますね、緊急車両につきましては、必ず北側の道

路から出発する。集まってくる団員さんの車については東側の道路から庁舎の方に入ってくるということで、各自道路の動線を確保しているということから、交通安全について配慮を行って実施していくということでございます。

最後の防災倉庫の関係でございますけれども、防災倉庫の中身につきましては、災害発生時に町の方で使用するものが多いものですから、消防の方で少し物が入ってますけれども、そちらについては消防の方に持っていくというようなことで考えてございますので、支障はないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（須河　徹君）　建設課長。

○建設課長（渡辺克人君）　ただいま、２番目の洗浄水の種類の関係のご質問があったと思いますけども、流れた部分については、直接下水にはいかないで途中で溜枡といいますかね、そこで沈殿させて流すという形になりますし、衛生的にもですね、その辺は随時、処理してくという、たまったままでなげたり処理したりという形になると思います。

以上です。

○議長（須河　徹君）　山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君）　ありがとうございます。わかりやすかったです。訓練のことですけども、訓小のグラウンドもう使わなくて、あそこでされるということは非常に進歩というか活動しやすいなと思って感心、感心というか、なるほどなと思っておりますけども、今の答弁だとすべての訓練はあそこでされるということに聞こえましたけども、確認だけ短くあとでお願いします。

それと交通安全の対策については、私は周りの住民、または町民に動線も含めて新しい消防庁舎に伴う周知をすべきだと思っておりますんで、ぜひやっていただきたいなと思いますので、いかがでしょうか。

それと２番目の洗浄のところに戻りますけども、溜枡があると、現地のところでも聞いたと思います。それはうわ水が下水に流れていってヘドロというか堆積物は時折排出するということだと思いますけども、成分というか物質というか、有害物質かはよくわかりませんけど、その検査はされるか。

この三つ、短くお願いします。

○議長（須河　徹君）　総務課長。

○総務課長（硯見康之君）　まず他の場所で訓練をするかしないかのお話だったかと思いますけれども、現状、計画の段階でございます。私もどのように考えていますかということぐらいしか聞いておりませんので、決定ではないです。ですので、今後、変更する可能性はあります。

あと、先ほど、周りの住民の方に交通安全の啓発等のお話だったかと思います。そちらについては大事だと思っておりますので、広報等で周知をかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須河　徹君）　建設課長。

○建設課長（渡辺克人君）　すいません、成分検査について、そこまでするかというのは、今ちょっと確認してますので、すいません答弁後ほどお願いします。

○議長（須河　徹君）　山田日出夫君。
○３番（山田日出夫君）　はい、わかりました。消防団員は先ほど私言いましたように、有償ではありますけども、地域ボランティアの最たる立場にあってご苦労、ご努力されているなと日ごろから感謝している一人ですけども、消防団員の確保、処遇改善、活動促進の観点から関連でお聞きしますけども、１１月３日の式典で町の顕彰式典ですね、あらためて驚いたんですけども、消防功労表彰の勤続要件が２５年と非常に長いんですね、私が担当してた時に思いが至りませんでしたけども、町民に代わって危険と隣り合わせの消防団活動をされておりますのでですね、条例の別表に一覧がありますけども、他の対象と比べ長すぎるんでないかなと。あらためて思いました。今年の受賞者のお三方は、もう壮年、熟年になってますよね、若い時からされているの僕よく知っている人ばっかりですから、今ごろやっと受賞なのかなと思って驚きました。それで遅きに失してる面もありますけども、処遇改善だとか感謝の表し方としては２０年とか１５年と短縮すべきだと強く私は思っておりますけども、見直し、改善をしてほしいと思いますけど、いかがですか。
○議長（須河　徹君）　総務課長。
○総務課長（硯見康之君）　ただいま、顕彰条例の中の別表の年数の絡みでご質問いただきました。こちらにつきましては、他の項目等もございますので、顕彰審議会の方でお諮りをさせていただくような感じで検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。
○議長（須河　徹君）　建設課長。
○建設課長（渡辺克人君）　先ほどの溜枡の水、うわ水の成分調査をする予定があるかということでございましたけども、現状ではする予定はございませんけども、堆積物の状況とすぐに有害物質が出るかどうかも含めてですね、確認しながら随時対応してまいりたいというふうに考えております。
○議長（須河　徹君）　山田日出夫君。
○３番（山田日出夫君）　消防団員の顕彰の勤続年数ですけれども、今の答弁を聞きますと行政としては前向きに顕彰審議会に諮られるということでよろしいか。ちょっとしつこいですけども、これはね、早くやった方がいいですよ。何て言うんですか、まっさらで諮るんでなくて、町長が表彰するんですからね、表彰者の意図をもって顕彰審議会に諮られるということでよろしいですか。
○議長（須河　徹君）　総務課長。
○総務課長（硯見康之君）　顕彰審議会で前向きに提案していくのかということでございます。今の議員の意向もくみ取りながら、町の考え方もちゃんと示しながら前向きに検討してまいりたいと思います。
○議長（須河　徹君）　山田日出夫君。
○３番（山田日出夫君）　二度の答弁聞いたら大体短縮される方向だと、これ誰が聞いても受け取ると思いますんで、ぜひともよろしくお願いしておきたいと思います。
　それでは、２点目の項目に移りたいと思います。
　町民のための新庁舎の活用であります。
　説明では、ロビーのとこに消防、防災関連の作品等を展示したりですね、種々説明がありました。それも当然結構であります。そして消防庁舎というのは専門的な庁舎で一般職

員が気軽に立ち入るものではないという大原則があるし、緊急性があるので、その辺は十分理解してる。本来の業務を妨げるような利用の仕方はあってはならない。その大前提でお聞きしております。ただ一方では巨額の資金が投じられて、先ほど冒頭、私言ったように町民の福祉の増進と生命、財産を守る殿堂ですよ、拠点ですよね、その守られる側の町民が折に触れて、この庁舎に親しみながら何らかの効用、効果を目指していくということは何ら矛盾しないと私は思っています。それで、町民の皆さんにですね、消防職員の専門知識、専門性を活用をさせていただきながら、防災や予消防の講習とかですね、先ほどちょっと一部答弁ありましたけども、防災思想の浸透、拡大に活用してほしいなと私は思っております。公民館でもできるだろうという話ありますけども、いろんな設備だとか、いろんな知見も、いろんな技術も詰まっている建物ですので、そのような活動はできないかというのが一つ。

次に、小さなお子さん向けにですね、消防の理解を深める活動、昔からされているのはよく知っております。それに加えて、私は年に一度ぐらいですね「消防・防災まつり」のようなことを新庁舎の敷地で行われてはどうかなと思っております。今後の災害は大規模、多様化することはもう目に見えてるし、既に起きてますから、行政や消防団だけの力では災害を防いでいくことはもう至難でないかなと私は思っておりまして、何とか町民の皆さんも防災の考え方を広めてですね、理解をしていただいて、場合によっては、各自主防災組織の活動にも反映したりとか、いろいろなこともあって、そのような、お祭りというとちょっと語弊あるかもしれませんけども、催し物をですね、開催してはどうかなと思っております。

この２点について、お伺いをいたします。

○議長（須河　徹君）　総務課長。

○総務課長（硯見康之君）　まず、１点目の町民の消防の専門知識を生かして防災思想の浸透や活動の講習をしたりしてはどうかというようなお話を伺いました。こちらにつきましては、北見地区消防組合の方に、そのような意見があったということで申し伝えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

敷地でお祭り等どうかというようなお話だったんですけれども、こちらにつきましても、さまざまな活用を今後考えられると思うんですけども、その中で消防と話し合いながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須河　徹君）　山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君）　私、今、行政に質問してますけども、消防行政というのは、ちょっと皆さんもご存じのように特殊な面がありまして、即答弁できないということもよくわかってて質問しているつもりです。つまり、町の積極的な姿勢を消防行政の方にも伝えてほしいという思いがあって、質問しております。消防にいきなり質問はちょっとできませんのでね、その辺はご理解をいただくこととしまして、私がこのたまたま例を二つ挙げましたけども、やっぱりこれからの時代というのは、行政と町民ということの間になるべく何て言うんですか、隔たりがないようにですね、町民のことは行政に伝わり、行政のことは町民に伝わって、お互いに理解し合って町を発展させるという目的に協力し合うということが大事だと思います。たまたま新消防庁舎というのは、町長をはじめ、ご努力があってですね、適宜な時に適切なものが建てられていると私は理解しておりますけども、そ

れだけでは駄目で、一方、町民とのつながりを深めて、これを機会にですね、いただくことが最終目的への近道だと私は思っておりますので、今、課長の答弁ですとご検討いただいて、前向きに検討いただいて、消防行政に伝えていくということでありますので、町長はじめ、強い意志を持って実現に向けて向かっていただきたいと思いますが、この点、町長いかがでしょうか。所感をお聞きしたいと思います。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　消防議員の山田議員がおっしゃることですから、重々周知の上でこういった町民参加の町民と一緒になって防災意識を高めていくという事業を展開すべきでないかと。まったくそのとおりだと思いますので、これはさっき課長が答弁しましたように、消防組合も含めてですね、うちの町だけではなくて、その先頭を切るぐらいの覚悟でですね、やるべきだと思いますので、これは努力するということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河　徹君）　山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君）　やはり町長に聞くと少し具体的になりますよね答弁が。ありがたい答弁だと思いますし、思うところは一緒だと思いますので、ぜひとも積極的に対応をお願いしておきたいと思います。

それでは、３点目に移りたいと思います。

各自主防災組織の活動内容については、コロナ禍もあって、少し停滞気味だという答弁がありました。コロナ禍があるなしに関らず八つの組織は、穂波だけに限って言えば、私が会長の時に一応、形だけ作らさせてもらったというのは正直なところでして、そもそも実践会の防災対応は既に行われておりますし、それに防災組織という衣を被せたという現状であります。他の地域はわかりませんけども、いずれにしてもなかなか何をどうしていいか停滞しているんでないかなと推測をしております。同じ組織名を持つ防災組織ですから、同じ意識を持つことが大事だと思います。内容をあらためて確かめるという話も答弁にありましたけども、そこから再スタートするとして、被災前、これ直近という意味ですね、もう暴風雨が荒れ狂っている状態、被災前、被災中、被災後、どのような活動をしたらいいのか。あるいはどこへどのように避難したらいいのか。地域の高齢者の対応というか、手助けはどのようにすべきなのか。というようなことをですね、あらためて基本的なことを町全体で防災組織があるところもないところも含めて再確認するところから再スタートすべきだろうと思います。ただ再確認といっても、一つのスタンダードがなければ住民の皆さんはなかなか戸惑われると思いますんで、活動の方向性を示す、または住民と行政で話し合うことが必要だと思います。スタンダードができれば、同じ目的に向かって動き出せると思います。住民代表を参加してもらうということは僕は大事な観点だと思いますけども、意義も深いと思いますけども、これらも含めて、地域防災組織の再スタート、活性化について、行政スタンダードは考えますか。

○議長（須河　徹君）　総務課長。

○総務課長（硯見康之君）　自主防災組織の関係なんですけれども、これにつきましては、防災担当としても共助の関係からいけば一番重要な位置付けではなかろうかと思っています。それは自主防災組織という名前よりも、その活動の内容が重要だというふうに考えてございます。まず、自主防災組織が名前は別として、こういう組織が必要であり、そのた

めに皆さんの協力が必要ですということをまず最初に皆さんにお伝えしながら進めていきたいというふうには思ってございます。やり方、何通りか少し考えてはいるんですけれども、例えば一つの自主防災組織をモデル組織としてスタンダードを一つ作る。あとは地域のリーダーを選抜して作って進めるとか、いろいろ今のところ検討している段階でございます。なるべく実効的なものを作っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須河　徹君）　山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君）　ちょっと心強く思いました。既に何通りかの検討をされているということで、住民の一人としては、なるほどなと思いますし、住民を巻き込んでですね、案は行政が作るんでしょうけども、それを形作っていく時に、ぜひ住民の声、住民の思い、住民の願いを希望も含めて作ることが大事だと思うんですね、昨今は。行政が作って下におろすんじゃなくて、みんなで作ったよねと。だからみんなで守るし、みんなで実行しようねということにつなげていっていただきたいなと思います。多分、硯見課長のことですから、こういうこと今言われなかったけども、おそらく含めていただいて進めていただけるんだろうなと勝手に思っていますけども、違ってたら指摘してください。

それで二つ目ですけども、自主防災組織、現にありますんでね、そして補助制度もあります。私がちょっと私の目で見てる範囲ですよ、範囲で、実践会においては有事の時、それっていうんで声がかかって、みんなカッパ着て、もう出動しますよね、そして土のう作ったり、いろいろなことをします。水害の時ですけど。何となく見てて感じることはですね、自分たちの資材や機材を何か動員、持ち寄ってというのかな、表現ちょっとわかりませんけども、緊急ですから、ないんだからしょうない面もありますけども、そういう一定のですね、資材、機材を会館なり、適当な広場になり配備できるようにね、これもスタンダードの中に含めていただけれないかなと。補助金あるから申請によって認めるとか認めないとかでなくて、町ぐるみで一つの防災に向かうんであれば、資機材も統一的なものを計画的に配備すべきでないかなと私は思います。例えば土のう。実践会でいえば、農繁期がありますから、手がすいた時に土のうづくりをしながら活動の実態を深めるとかね。それをパレットに乗せて、テント張らんきゃ、テントというかシートかぶさんきゃならんのかもしれないけども、業務もいろいろありますけども、そのような活動を日頃やるというかね、ということはやっているとこあるかどうかは、私はわかりません。穂波だけ考えて今言ってる面もありますけども、そういった活動を兼ねた、支援を兼ねたことはできませんでしょうか。

○議長（須河　徹君）　総務課長。

○総務課長（硯見康之君）　各地域の自治会館とか、そういうところに防災資機材をというような話だと思います。

現在、防災の方では、川北地区では日出消防の詰所と西富会館に土のう袋を配置している。川南地区には大谷、開盛、常盤というふうに配置はさせていただいているんですけれども、今後、地域のお話ですとか、自主防災組織のとおり必要であるという話であれば、その都度、検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須河　徹君）　ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ、これを延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河　徹君）　異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君）　先ほどの町民の意見を含めてスタンダードづくり、町ぐるみで防災思想にということは、特別ありましたら否定してくださいって言ったんだけれども、否定されないということは町民の意見も大事にしながらスタンダードづくりを、もう既にされてるスタンダードづくりを目指すということでよろしいかと思いますけども、否定がなかったんで、そのように受け取っていいかということが一つとそれと二つ目にお聞きした既にあるのは私も知っているんですね、昔、担当でしたから。私が言っているのは、もっと身近なところに日頃、土のうづくりも含めて訓練も兼ねたような活動の実態が生まれるようなね、配備はできないかっていう意味です。４か所に置いてあるのは知ってますから。そういう点が一つと重ねて言えば、いつも不足しているのはポンプなんですよね、ポンプ、排水ポンプって言うのかい、排水ポンプが不足していると私の目には映っております。どこそこの出すとか、どっかのを持ってこいとか、そんな感じに水害の時になります。もちろん自分の財産、田畑を守り、地域を守るという点では行政だけの責任じゃないという観点で私は言ってますけども、それにしてもやや大きめのですねポンプ。答弁ではね、一応、対策をのせて、最後は土現の大型ポンプまで持ち出して、持ち出してというか最後とどめで万全を期してますと書いてあるけど、果たして万全かどうかというのは、ちょっとありますんで、そのポンプ、あえて「等」と今日は言っておきますけども、機材を配備すること。これもスタンダードの中に含めて、統一的に、この補助金があれだこれだじゃなくて、もう防災、町ぐるみでやるといったときに、一つの町民に参加してもらいながら大きな一つの仕組みを作ってほしいと思いますけども、そういうことなんですよね、私の質問は。いかがですか。今日、明日の話でないですよ、ぜひとも前向きにご答弁いただきたい。

○議長（須河　徹君）　総務課長。

○総務課長（硯見康之君）　いわゆるスタンダード、山田議員のおっしゃるスタンダードの関係のご質問かと思います。

山田議員が考えられるスタンダードと私が先ほど答弁したいろいろな、こういうことしていきたいというようなお話については必ずしも一致するかどうかというのはわからないんですけれども、私が言ったものについては、ちょっと前向きに努力していきたいというふうには考えております。

今、山田議員から提言のありましたスタンダードにつきましては、かなり大きな話になりますので、今後、中身等も聞きながら、また考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（須河　徹君）　山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君）　答弁はね、誠実にいただいていると私受け止めておりますから、

ぜひとも私が言っていることが１００点でもないし、補強し合ってですね、お願いしたい。その時に必ず町民の視点というものを加えていただきたいということをあらためて強調しておきたいと思います。

それでは、４点目のですね、暴風雪時の高齢者世帯への生活支援。これは私もう過去から何度か質問をしております。それで、暴風雪に限らずお年寄りの足の確保という点では、ハイヤー券ですか、あの事業が浸透して非常に評判がいいということであります。私がさらにお願いしたいのは、過去からお願いしてるのは、このハイヤーの助成券を使用するまでの家周りの生活支援なんですね、なんでもかんでも行政かということではないんだよ。みんな年とりますから、今、お聞きいただいている皆さんは若くてピチピチしているからピンとこないかもしれないけど、私、今６９歳。大体もう７０を境に、町長はわかってくれと思うけど。大体７０を境にですね、私事ですけど、股関節痛くてまいってます。そういうような体の変調をきたしてきて、自分で自分のことができなくなります。間違いなく皆さんも。その時にその支援というのは、個人の問題だよねで済まされないんですね。それ言ってたら、乳幼児からお年寄りまで、役場の仕事、もう半減以上しますから。やっぱり状況に応じて役場の仕事になってくるということの一つに高齢者の生活支援がある。それで、どうなんですかね、役場ではシルバー人材センターに頼んで一定の幅で道路から玄関まで除雪はしてくれます。そのほかの屋根の雪下ろしだとか、足元の氷だとか、物置の漬物取りに行くときに、漬物は今、物置に置かないのかな。わかりませんけども、そのような自分の敷地内での生活圏についてのお助け合いというか、なかなかこれは難しいです。私も質問しながらわかっているんですけども。その、何て言うんですかね、きっかけづくりというか、これも役場の仕事に入っちゃったなというような、そういう方向性の動きというのは、福祉とか何とかって、そんな狭いことではないかもしれません。そろそろお年寄りの災害あった後のやさしい手助けという仕組みづくりは願う方が無理なんでしょうか。

○議長（須河　徹君）　副町長。

○副町長（森谷清和君）　ただいま、暴風雪だけじゃなくて大雪だとか、そういった時のお年寄りの生活の、生活まわりの、何て言うんでしょう、生活をどういうふうに支援するかということ。その点についてはですね、今、具体的なことというのは、すぐ申し上げられませんけども、本日、西山議員の質問にもありましたけども、地域ケアというんですかね、そういった高齢者のケアの部分で今後考えていかなければならない点だということは認識しております。

○議長（須河　徹君）　山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君）　訓子府町に限らずですね、全国津々浦々、全世界、必ず高齢者のヘルプの話というのは、個人問題では済まされていないと思います。ぜひ、難しいですけどね、若者とか近所の人だとか、いろんな協力を得ないと行政だけが旗振ってもできないし、進まないことは重々わかってますけども、難しいといって歩みを止める訳にはまいりませんので、私は痴呆症になったりですね、病院に入院したり、その前の話です。まだ家にお住まいになって一定の活動をされている、まだ時計の時間がある人。自分であれですよ、活動できる時計の時間ですよ、死ぬっていう意味でないですよ、自分の時計を持っておられる方の手助けについて、ぜひ町を挙げてやっていくべきだと思います。それが町民を大事にする。おこがましいですが、菊池町政の芯じゃないかと思いますよ、ここは核

だと思ってますので、あえて町長には答弁求めませんけども、ぜひとも終の棲家訓子府、ああ訓子府に住んでいて良かったなというお年寄りへの手助けを目指していただきたいと思います。

５点目、最後に移ります。あと１０分。

水害時の機動力と機械力の整備。

答弁いただきましたけども、全然行われていないとか、全然駄目だなんていうことの立場で質問している訳ではありません。ちょっと不足してんじゃないかなという印象を常々思っておりました。民活ということで民間の重機のリースとかオペレーター、建設業協会への依頼だとかというのありますけども、充足してますかね。どうも災害後も含めて、災害時はみんな必死になって、できる範囲でやってますけども、そのあとちょっと一息ついて、土砂が残ってたり、道路にはみ出てたり、崩れてたり、いろんなこと。この間も風と雨吹いただけで幹線の道路に畑から土砂が流出してましたけども、あれは手早く処理されてました。この機械力、被災現場、その後の復旧の機械力は本当に充足しているんでしょうか。

○議長（須河　徹君）　建設課長。

○建設課長（渡辺克人君）　ただいま、災害後、被災後の機械力が充足しているかということでございますけども、基本的にはですね、町所有の機械力で対応しているということでございまして、その後、協会の重機等借りますけども、やっぱり復旧に対して実際、稼働している機械といいますかね、今、協会の方でも現場、もう持ってますから。災害時は手伝っていただきますけども、いざ復旧となると、やっぱり自分たちの仕事の復旧もあるということで、なかなか機械力的にはちょっと不足気味かなという認識してます。

以上です。

○議長（須河　徹君）　山田日出夫君。

○３番（山田日出夫君）　正直に答弁いただいたなと思いますけど、災害が起きている最中も町の機械の範囲でやっているだけじゃないですか。町内あちこちで現場起きているのに取り合いになってませんか、正直言って。私は会長の時、取り合いの一員でしたよ。だから２台がフルに動いているというんではなくて、２台でもう既に少ないんでないですか。災害時もその後も含めて。私はそのことを言いたい。うちは農業の町と標榜してですね、基盤整備が中心の政策で非常に農地の整備には歴代町政、力を入れて、それが成果として立派に生産力のアップだとか、もうちゃんとそれは表れている。それは大いに支持をするところでありますけども、その農地や道路が一旦被災したらですね、その被災時や、災害現場ですね、復旧のところで機械力が不足して苦労するというのは、ちょっと本末転倒でないかなと思うんですよね。整備を、今首傾げられている課長もいるけども、整備をしてですね、整備をするする、防災組織を作る作ると言っておいて、いざ被災したら対応が後手に回っているという現状は、ちょっといただけないと正直思います私は。

○議長（須河　徹君）　あと５分です。

○３番（山田日出夫君）　はい。それで、ぜひですね、もう予算組んじゃったのかな、その機械力の整備、増強について、予算的な反映も含めて対応をお願いしたい。これは簡単にお答えをいただきたい。

それと機動力の点では、町の職員の皆さんのいろいろなルールに沿った出動の仕方、パ

トロールの仕方等々の答弁ありました。それはよくよく存じておりますけども、最近、町民への対象も含め、職員も含め、防災の学習というんですか、訓練というんですか、何となく講演会的なものに終始しているような印象を私は思います。起きて避難した人のベッドを作ることも大事です。もちろん大事ですけども、現場で災害をいかに最小限にするかという実践の訓練、勉強は、ちょっと最近、何年か前に帯広駐屯地からヘリコプター飛んできた記憶ありますけども、何かピンとこない。ちょっと軽くなっているような印象、正直言って私は思っていますんで、ぜひ土のうづくり、杭打ち等は私、若い頃させられましたけども、いろんな実践をですね、機動力を高めるために実践の訓練はぜひともやっていただきたいと思いますが、これについていかがでしょうか。

○議長（須河　徹君）　副町長。

○副町長（森谷清和君）　ただいま、水害時の機械力の関係でございますけども、これについては来年の予算化ということは今のところ、今、特に予定はございませんけども、実際、それらを操作するオペレーターの数というのも限界ありますんで、それらも含めて、もう一度そういったところで精査させていただこうかなというふうに思ってます。それと機動力の点では、今、議員おっしゃられましたように、土のう積みだとかね、そういったことはやってますけども、あと以前には、この土のうの積み方なんかも消防団と一緒に訓練したりとか、そういったこともやっております。それらも含めて、団の方とも協力関係だとか、そういったことも必要になってくると思いますし、それらも含めた中でですね、機動力の方、高められるような訓練の方ちょっと検討してまいりたいと思っています。

○議長（須河　徹君）　山田議員。２分です。

○３番（山田日出夫君）　時間がありませんから、最後になると思いますけども、訓練については、ぜひ実践的なものを議員も参加すれと言われたら参加しますし、計画をして実践をしてもらいたい。

　それと機械力については、オペレーターの不足のことは何となく全国的にあるようですけども、いわゆる、所詮、所詮でないな、いわゆる経費の問題だと思うんですね、経費を用意すればオペレーターだって集まると思いますんで、来年はちょっと検討してないけどっていう答弁ありましたけども、いつ災害が起きるかわかりませんから、足元を固める対応をお願いしたいと思いますが、最後に町長、このあたりどうでしょうか。

○議長（須河　徹君）　町長。

○町長（菊池一春君）　訓練については、まったくそのとおりですので、さらに実践的なものを加えた訓練を職員ならびに消防団含めてですね、地域ぐるみでやっていくということをこれは構想として練っていきたいというふうに思います。

　それから機械ですけど、オペレーターもさることながら順次、今、必要なもの応じて入れ替えたり、いろいろなことをやってきています。例えばスクールバスを今、入れ替えたりですね、それから去年は重機なんかも入れたりなんかしています。これは道の予算というか国の予算が３分の１なり４分の１があってですね、数千万のものが入れれるということもありますけれども、これについては順次あれしていきたい。今の段階では消防庁舎が新しくなったことによって、１０トンの配水車をですね、新しく切り替えて、災害の時には水を運べることの有効性をさらに深めたいとかですね、少しずつ、今、前へ進めていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河　徹君）　山田日出夫君。
○３番（山田日出夫君）　これで終わりますけども、私がオペレーター不足というのは、民活の中でですね、一定の経費を使えば可能でないかということを言った思いでございます。
　ありがとうございました。今回は非常に効率よく進めさせていただいて感謝しております。ありがとうございました。
○議長（須河　徹君）　３番、山田日出夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河　徹君）　お諮りいたします。
　本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。
　これにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（須河　徹君）　異議なしと認めます。
　よって、本日はこれにて散会することに決定しました。
　明日も午前９時３０分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしくお願いいたします。
　ご苦労さまでした。

散会　午後　４時１０分